

山県市人口ビジョン 改訂版 案 R1.11.14

第1章 山縣市人口ビジョン

第1節 山縣市人口ビジョンの概要

1 位置づけ

山縣市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2060年（令和42年）に1億人程度の総人口を確保する中長期展望を示した国の「長期ビジョン」及び2100年（令和102年）に人口130万人を維持すると掲げた岐阜県の「岐阜県人口ビジョン」を勘案しつつ、本市におけるめざすべき将来の方向と将来展望を示す「地方人口ビジョン」として、2015年（平成27年）10月に山縣市人口ビジョン（以下「改訂前本市人口ビジョン」という）を策定しました。

地方人口ビジョンについては、国の「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議中間取りまとめ報告書（令和元年5月31日）」において、「中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを行うべきである」とされています。

これを踏まえ、本市では、国の「長期ビジョン（改訂版令和元年12月公表予定）及び岐阜県の「岐阜県人口ビジョン2017年（平成29年）7月改訂版）」を勘案しつつ、改訂前本市人口ビジョンについて必要な時点修正を行い、本市のまち・ひと・しごと創生を一層推進するための重要施策をまとめた「第2期山縣市総合戦略」の方向性を決定づける基礎資料として位置づけます。

2 対象期間

山縣市人口ビジョン（2019年度（令和元年度）改訂版。以下「山縣市人口ビジョン」という）の対象期間は2060年（令和42年）とします。

3 山縣市総合計画との関係性

山縣市人口ビジョンは、現在展開している第2次山縣市総合計画において定めた2023年（令和5年）における目標人口（27,800人）は、今回の第2次総合戦略策定を機に改め、目標人口（24,871人）と改めます。

なお、今回、第2次総合計画と第2期総合戦略との一本化をすることから、総合計画の中に総合戦略が内包される関係性となります。

第2節 山県市の人口の現状と将来人口の推計

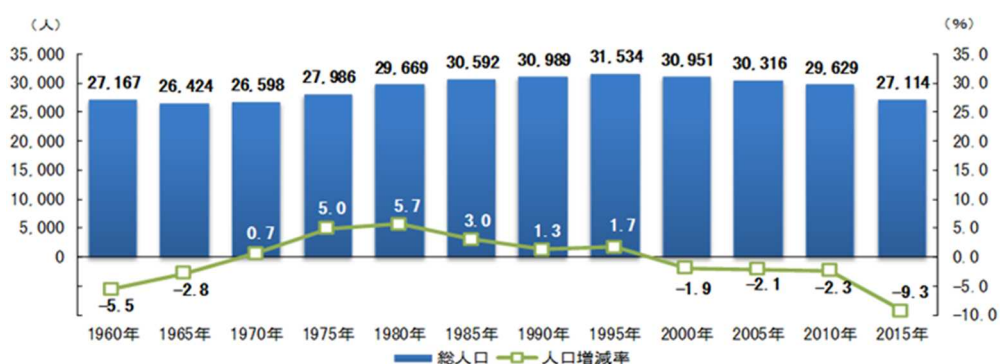
1 人口動向分析

(1) 人口と世帯数の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、1965年（昭和40年）以降増加傾向にあり、ピークとなる1995年（平成7年）までの30年間で5,110人増加しました（26,424人→31,534人）。しかし、2000年（平成12年）にかけて減少に転じ、直近の国勢調査（2015年（平成27年））では27,114人と、ピーク比の約86.0%の人口規模に縮小しています。

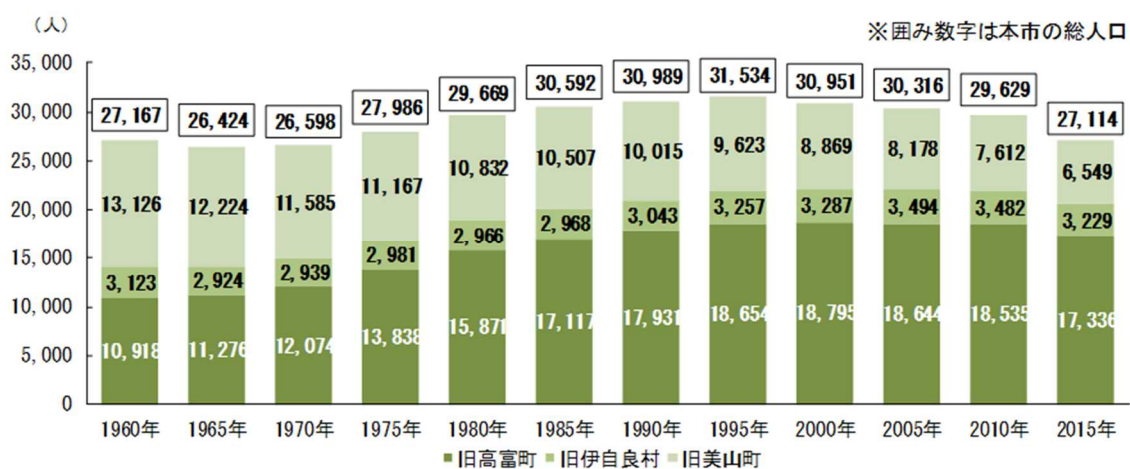
〔図表1 総人口の推移と人口増減率〕



【出典：総務省「国勢調査」※合併以前は旧3町村の合計。以下、特記がないものは同様】

総人口の推移を旧3町村別でみると、旧高富町は2000年（平成12年）をピークとして、旧伊自良村は2005年（平成17年）をピークとして、旧美山町は1960年（昭和35年）以降減少しています。

〔図表2 旧3町村別の人口推移〕



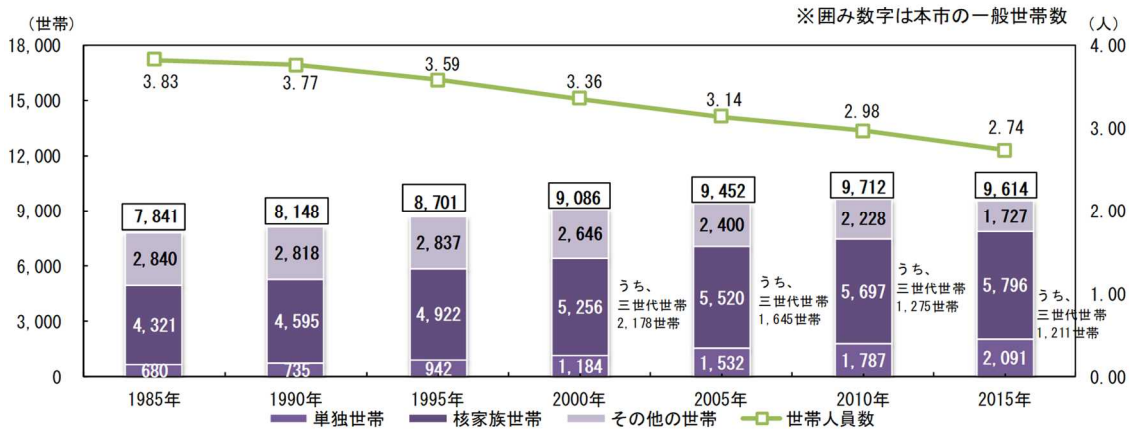
【出典：総務省「国勢調査」】

② 世帯の推移

本市の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加を受けて増加傾向にあります。世帯人員も1985年（昭和60年）からの30年間で1.09人減少しており、世帯規模の小規模化が一層進んでいます。また、単独世帯の内訳をみると、世帯主が高齢者の単独世帯が大きく増加しています。

三世帯世帯（世帯主の直系世代のうち3つ以上の世代が同居している世帯（例）世帯主、世帯主の父母、世帯主の子）の推移をみると、2000年（平成12年）は2,178世帯（一般世帯数比24.0%）でしたが、2015年（平成27年）には1,211世帯（同12.6%）と減少傾向にあります。三世帯世帯は一般的に共働き率が高いと言われており、女性活躍を後押しする要素と言われています。

〔図表3 家族類型別一般世帯数と世帯人員数の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」】

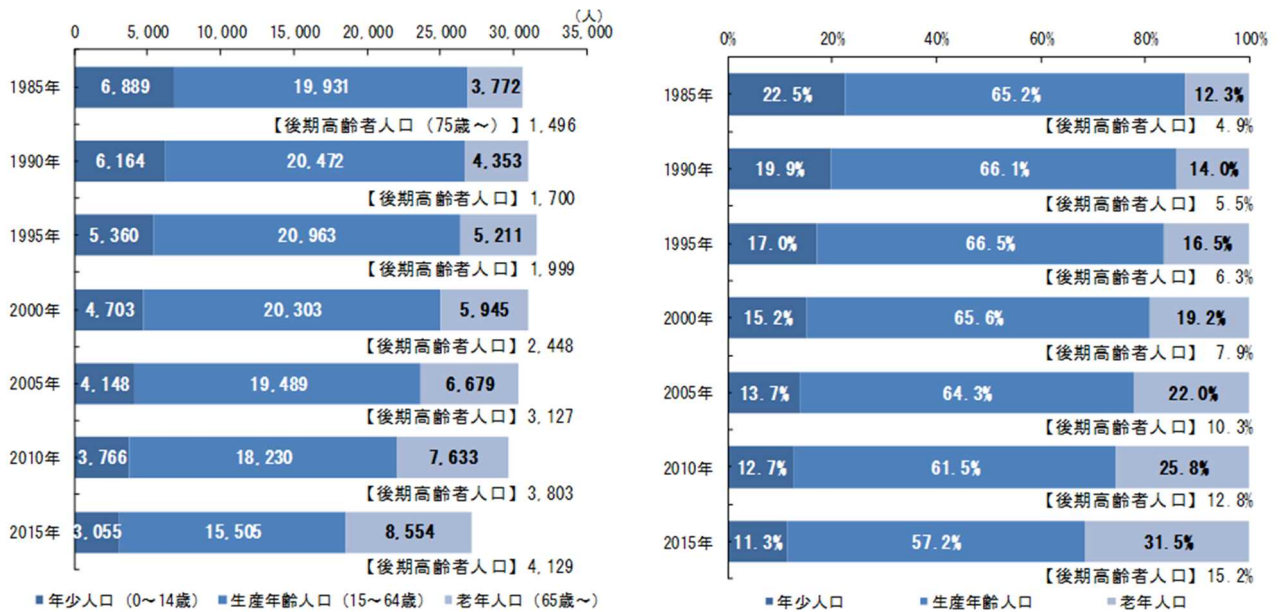
③ 年齢4区分別人口及び人口の割合（総人口に対する割合）の推移

本市の年少人口（0～14歳の人口）は、1985年（昭和60年）から一貫して減少傾向にあります。2015年（平成27年）の年少人口は3,055人となり、1985年（昭和60年）の6,889人から3,834人減少し、人口割合で見ると半減（22.5%→11.3%）しています。生産年齢人口（15～64歳の人口）は、1995年（平成7年）の20,963人をピークとして減少し、2015年（平成27年）の生産年齢人口は15,505人と、20年間で5,458人減少しています。

老年人口（65歳以上の人口）は、1985年（昭和60年）以降増加の一途をたどっています。2000年（平成12年）に年少人口を上回り、2015年（平成27年）には8,554人と同年の年少人口（3,055人）の2.8倍となっています。また、2015年（平成27年）には人口割合が3割を超え、市民の10人に3人以上が高齢者となっています。

後期高齢者人口（75歳以上の人口で、老年人口の一部）も、老年人口同様に1985年（昭和60年）以降は増加傾向にあります。人口割合の増加率をみると老年人口より大きく、1985年（昭和60年）と2015年（平成27年）を比較すると、3倍以上に増加しています。

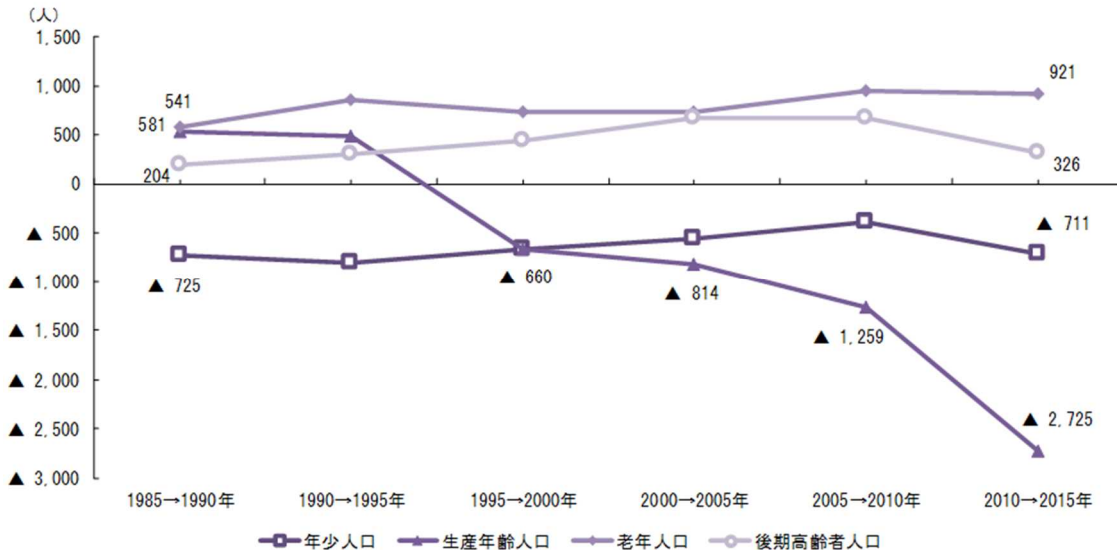
〔図表4 年齢4区分別人口及び人口割合の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」※年齢不詳は按分している。以下、特記がないものは同様】

1985年（昭和60年）から2015年（平成27年）までの30年間の年齢4区分別人口増減を5年ごとにみると、生産年齢人口の減少幅が拡大しており、本市の人口動向に大きな影響を与えていることがわかります。

〔図表5 年齢4区分別人口増減の推移〕



(2) 将来人口の推移

① 総人口及び年齢4区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究会（以下「社人研」という）の推計（2018年（平成30年）3月推計）によると、本市の総人口は2040年（令和22年）に17,123人になると予測されています。改訂前本市人口ビジョン策定時点での社人研推計（2013年（平成25年）3月推

計)における2040年(令和22年)の総人口21,289人であったことを鑑みると、本市の人口減少がより一層深刻化したことがわかります。

社人研の推計方法に準拠して、本市が独自に推計した2060年(令和42年)の総人口は10,044人となり、ピークである1995年(平成7年)の総人口(31,534人)の3分の1以下にまで減少します。

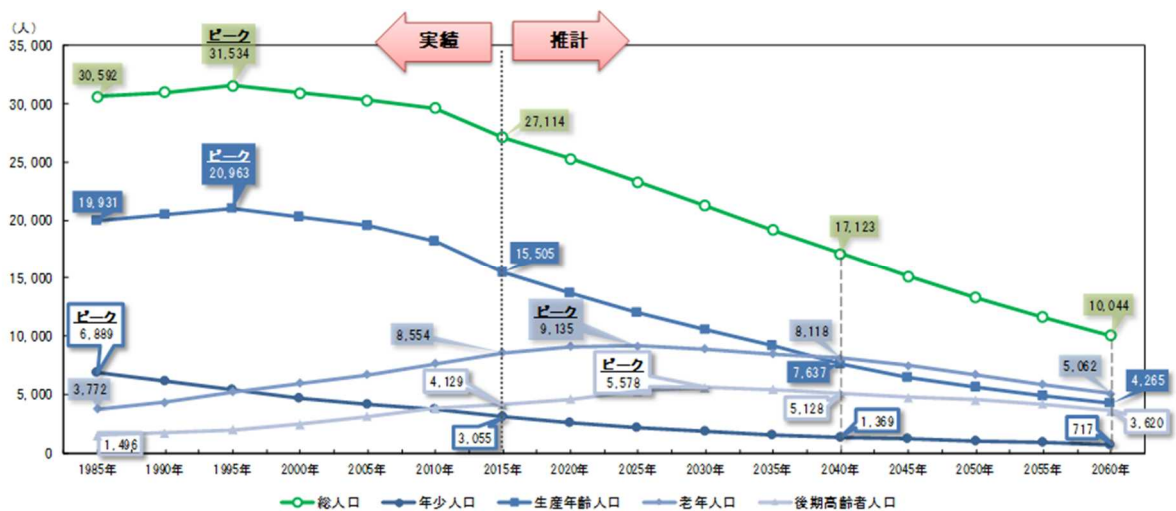
また、年齢4区分別の人口をみると、年少人口は減少の一途をたどり、2040年(令和22年)には1,369人、2060年(令和42年)には717人になると予測され、これは1985年(昭和60年)の年少人口(6,889人)と比べて19.9%と10.4%の水準となります。

生産年齢人口も減少傾向にあり、2040年(令和22年)には7,637人、2060年(令和42年)には4,265人にまで減少します。ピークとなった1995年(平成7年)の生産年齢人口(20,963人)と比較すると、それぞれ36.4%、20.3%の水準となります。

老年人口は、2025年(令和7年)に9,135人となり、同年までは増加しますが、以降は減少することが予測されています。

後期高齢者人口は、2030年(令和12年)にピーク(5,578人)を迎えますが、以降は減少する推計結果となっています。

〔図表6 総人口及び年齢4区分別人口の推移と将来推計〕

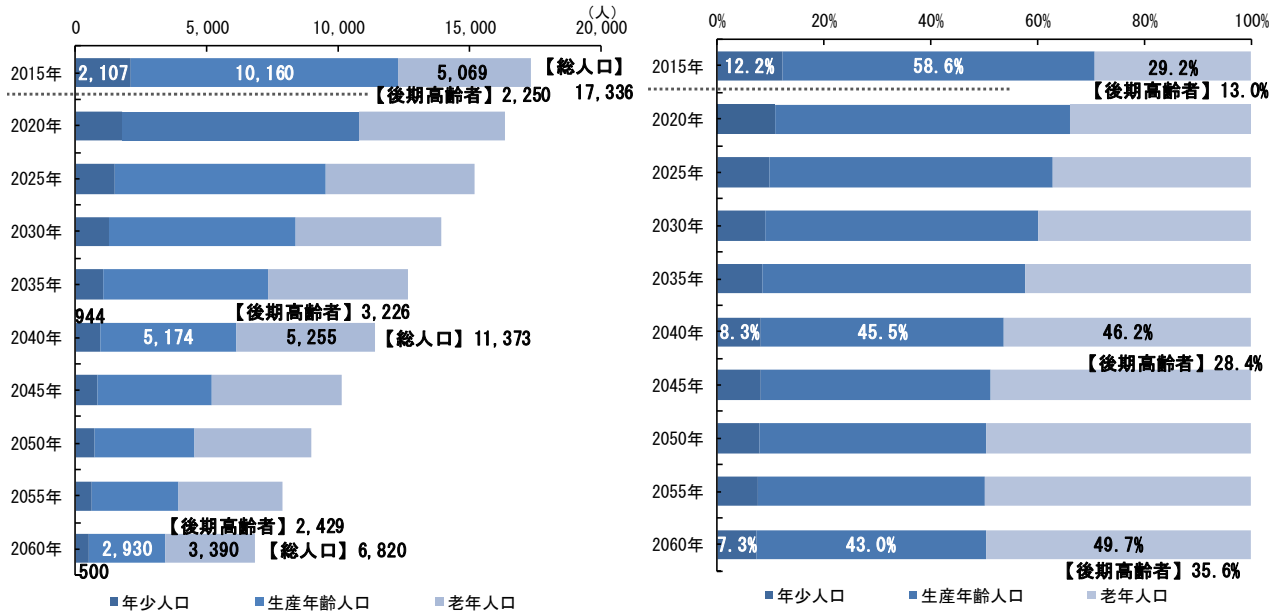


【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

旧3町村別の推計結果をみると、旧高富町は2040年(令和22年)には総人口が11,373人(2015年(平成27年)対比65.6%)となり、2060年(令和42年)には6,820人(同39.3%)になると推計されます。2015年(平成27年)から2060年(令和42年)までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は12.2%→7.3%、生産年齢人口割合は58.6%→43.0%に減少する一方、老年人口割合は29.2%→49.7%(うち、後期高齢者人口割合は13.0%→35.6%)と増加します。

〔図表7 旧高富町の将来推計〕

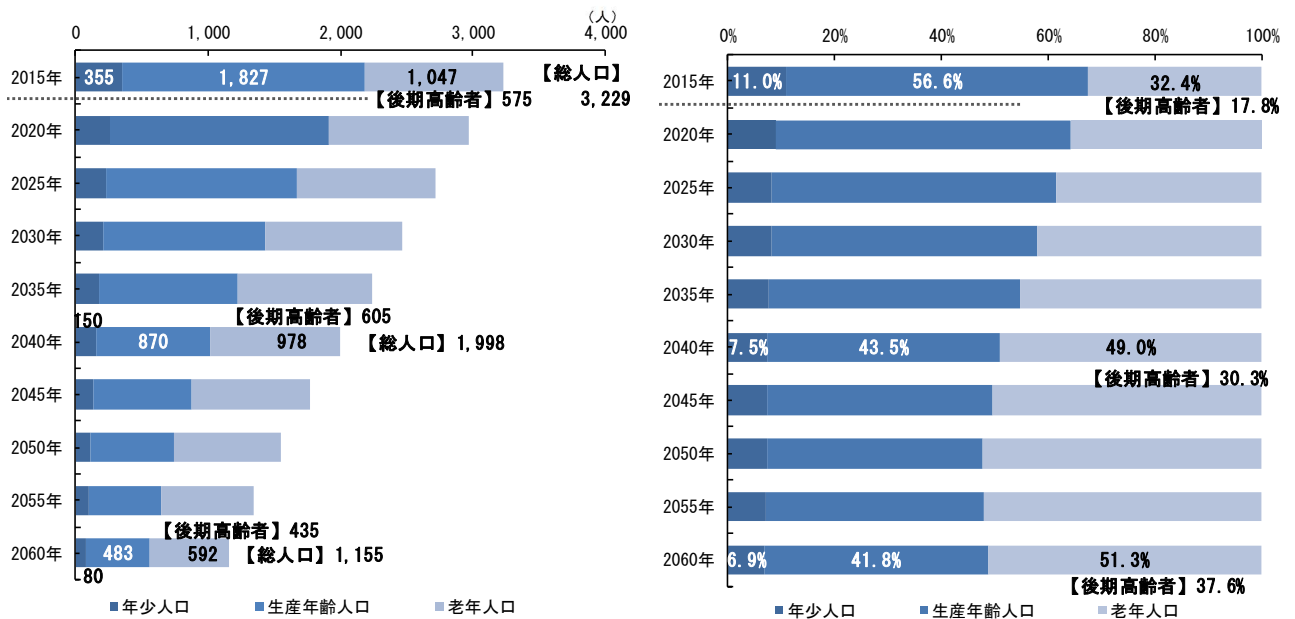


〔出典：本市独自推計（以下、図表9まで同様）〕

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

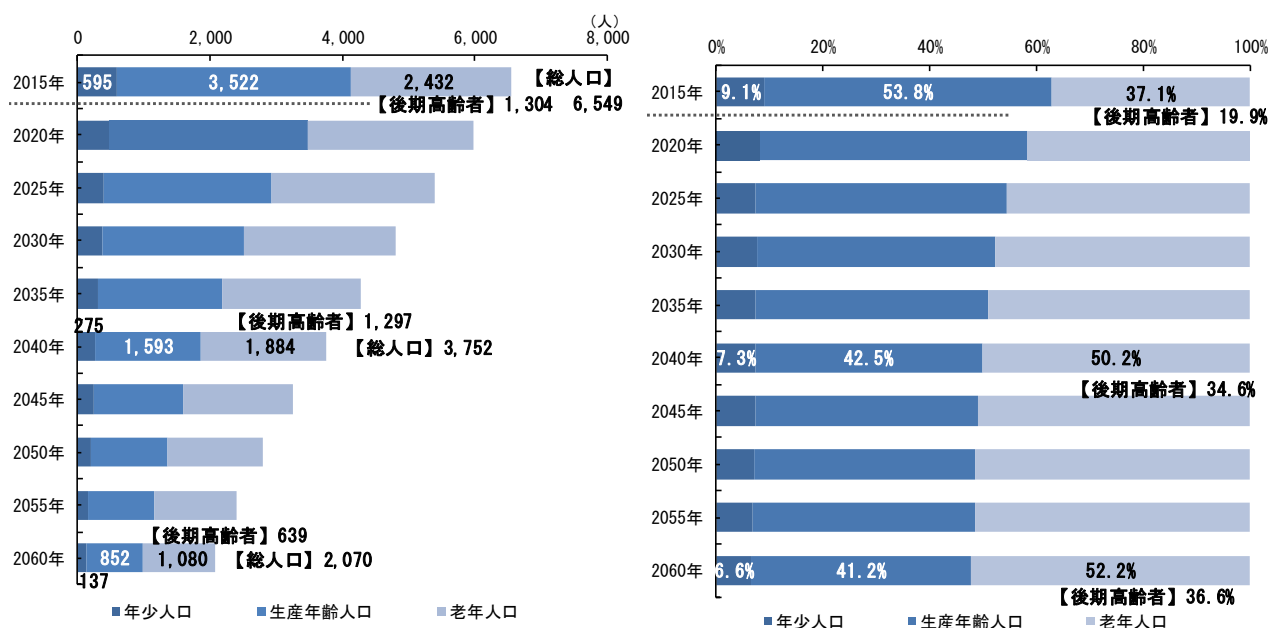
旧伊自良村は2040年（令和22年）には総人口が1,998人（2015年（平成27年）対比61.8%）となり、2060年（令和42年）には1,155人（同35.8%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は11.0%→6.9%、生産年齢人口割合は56.6%→41.8%に減少する一方、老年人口割合は32.4%→51.3%（うち、後期高齢者人口割合は17.8%→37.6%）と増加します。

〔図表8 旧伊自良村の将来推計〕



旧美山町は 2040 年（令和 22 年）には総人口が 3,752 人（2015 年（平成 27 年）対比 57.3%）となり、2060 年（令和 42 年）には 2,070 人（同 31.6%）になると推計されます。2015 年（平成 27 年）から 2060 年（令和 42 年）までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は 9.1%→6.6%、生産年齢人口割合は 53.8%→41.2%に減少する一方、老年人口割合は 37.1%→52.2%（うち、後期高齢者人口割合は 19.9%→36.6%）と増加します。

〔図表 9 旧美山町の将来推計〕

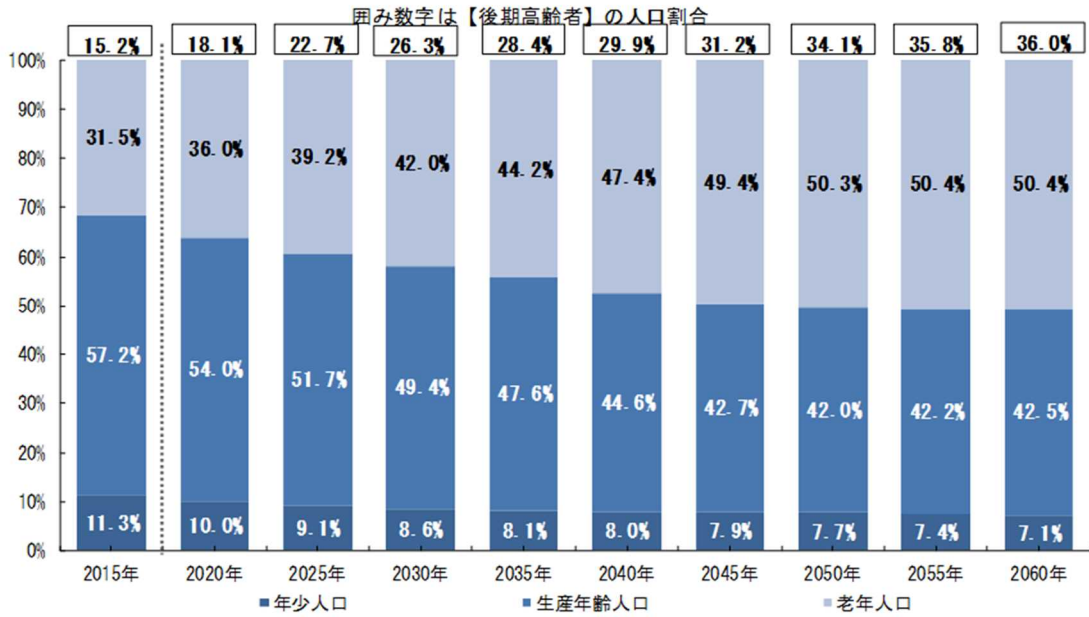


② 人口構造の変化

前述のとおり、2015 年（平成 27 年）までの実績をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合が一貫して減少する一方で、老年人口割合（＝高齢化率）と後期高齢者人口割合は一貫して増加しています。

2020 年（令和 2 年）以降の人口構造の変化をみても傾向は変わらず、2040 年（令和 22 年）には、年少人口割合が 8.0%、生産年齢人口割合が 44.6%、老年人口割合が 47.4%（うち、後期高齢者人口割合は 29.9%）となり、さらに 2060 年（令和 42 年）には、年少人口割合が 7.1%、生産年齢人口割合が 42.5%、老年人口割合が 50.4%（うち、後期高齢者人口割合は 36.0%）となり、高齢化の一層の進行が予測されています。

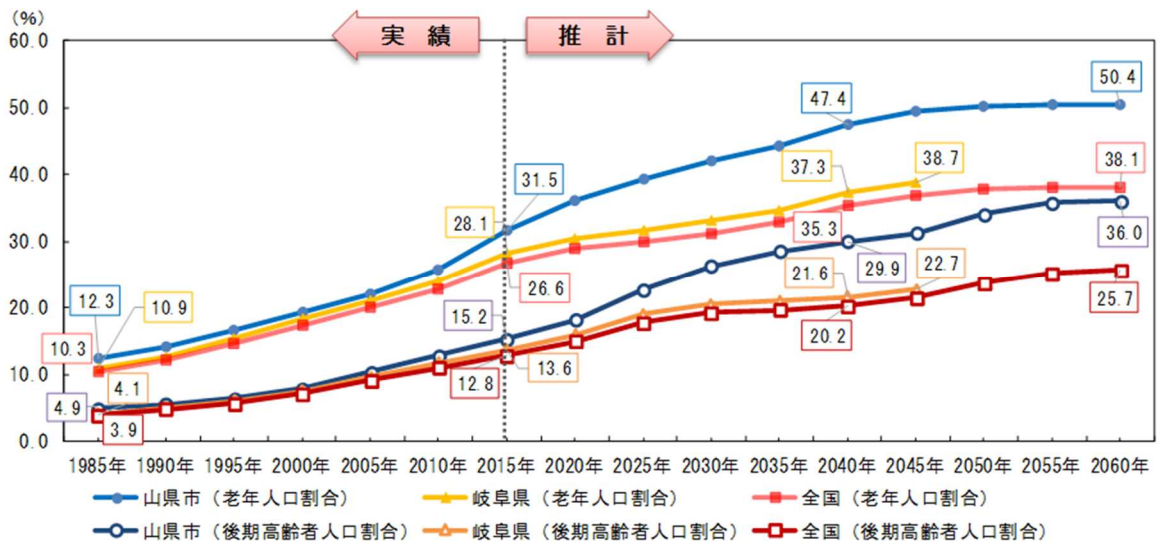
〔図表 10 年齢4区分別人口割合の将来推計〕



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

本市の老年人口割合及び後期高齢者人口割合は、これまで国や岐阜県の割合よりも高い割合で推移してきました。将来推計をみても傾向は変わらず、2040年（令和22年）には老年人口割合は国対比+12.1ポイント、岐阜県対比+10.1ポイント、後期高齢者人口割合は国対比+9.7ポイント、岐阜県対比+8.3ポイント高い水準にあります。さらに2060年（令和42年）には老年人口割合は国対比+12.3ポイント、後期高齢者人口割合は国対比+10.3ポイントとなり、高齢化の深刻度は一層高まることとなります。

〔図表 11 本市、国、岐阜県における老年人口割合及び後期高齢者人口割合の推移と将来推計〕



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の将来推計人口」「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計

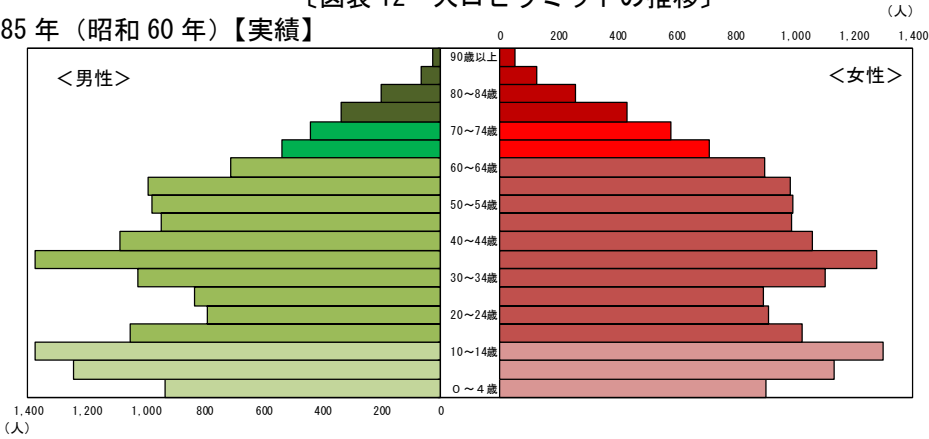
※岐阜県の推計は社人研が公表する2045年（令和27年）まで記載している】

【出典：総務省「国勢調査」、岐阜県「岐阜県長期構想中間見直し」】

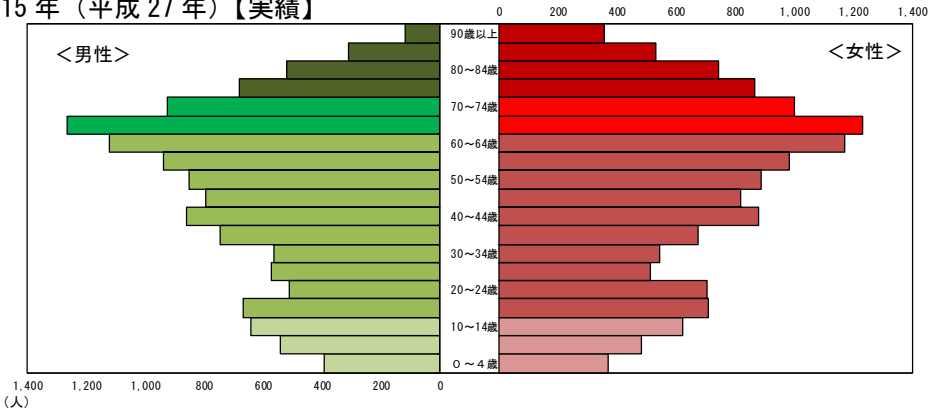
また、本市の1985年（昭和60年）【実績】、2015年（平成27年）【実績】、2040年（令和22年）【推計】、2060年（令和42年）の人口ピラミッド（男女別に5歳階級ごとの分布を図で表したもの）を比較すると、1985年（昭和60年）は年少人口と30歳代に厚みがある「星型」でしたが、2015年（平成27年）には1985年（昭和60年）当時の年少人口が生産年齢人口となる一方で30歳代が60歳代となり、人口ピラミッドは「つぼ型」になりました。2040年（令和22年）では、ピラミッド下部の若年層が人口減少により細くなり、上部の高齢層が人口増加により厚くなりますが、2060年（令和42年）には全年齢階級の人口が減少し「つぼ型」のまま徐々に細くなっていきます。

〔図表 12 人口ピラミッドの推移〕

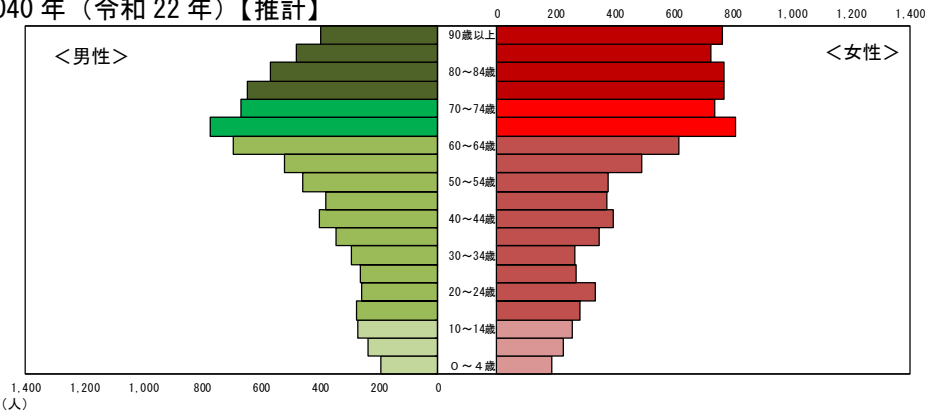
1985年（昭和60年）【実績】



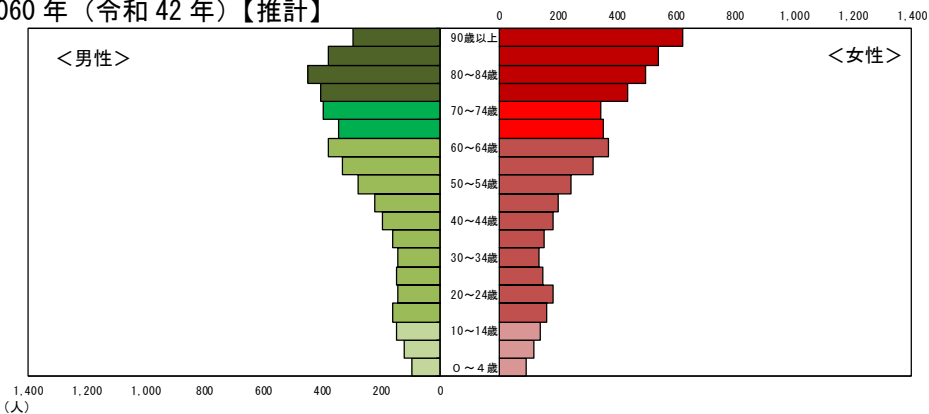
2015年（平成27年）【実績】



2040年（令和22年）【推計】



2060年（令和42年）【推計】



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

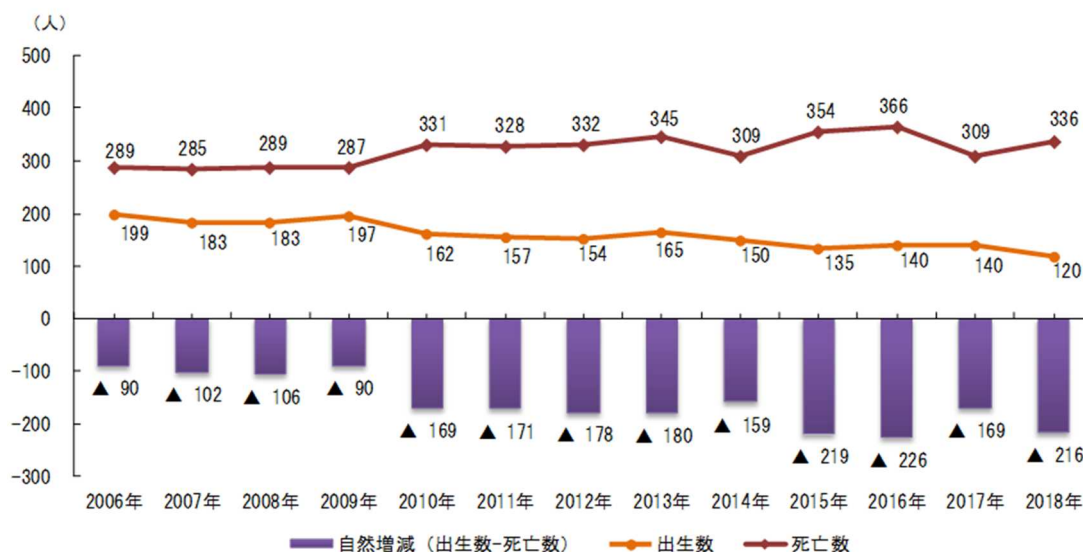
2 人口動態分析

(1) 自然動態

① 出生数、死亡数及び自然増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況をみると、一貫して死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。さらに、出生数が減少傾向にあるのに対して死亡数は300人前後で推移しているため、「自然減」は拡大しています。

【図表13 出生数、死亡数及び自然増減の推移】

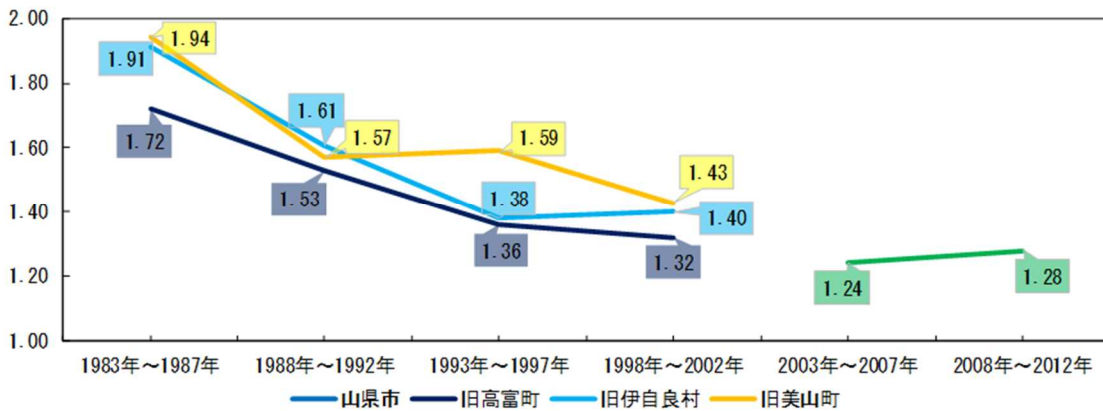


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、3町村の合併以前も含めて減少傾向にあります。直近の合計特殊出生率は1.28と前期比0.04上昇しています。なお、2013年（平成25年）～2017年（平成29年）における本市を含む市町村単位の合計特殊出生率は公表されていませんが、直近（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の公表数値は県内最下位に甘んじており、合計特殊出生率の改善が人口減少対策における喫緊の課題です。

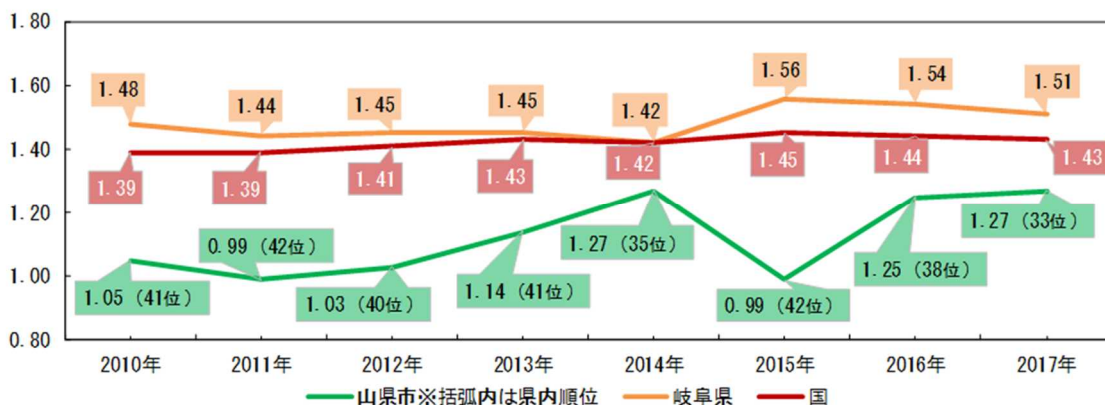
〔図表 14 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移〕



【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

厚生労働省が公表する市町村単位の合計特殊出生率は、標本数（出生数）が少ないことによる偶然変動の影響を可能な限り排除するため、二次医療圏（本市の場合は岐阜医療圏：岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の6市3町）のデータも利用して数値を算出しています（「ベイズ推定」という）。一方、岐阜県では各保健所がベイズ推定前の市町村単位の合計特殊出生率を公表しています。同数値の推移及び県内42市町村の順位をみると、改訂前本市人口ビジョンを策定した2015年以降、合計特殊出生率も最下位近辺に甘んじていた県内順位も改善傾向にあります。

〔図表 15 本市、国、岐阜県における合計特殊出生率（本市はベイズ推定前）の推移及び県内順位〕

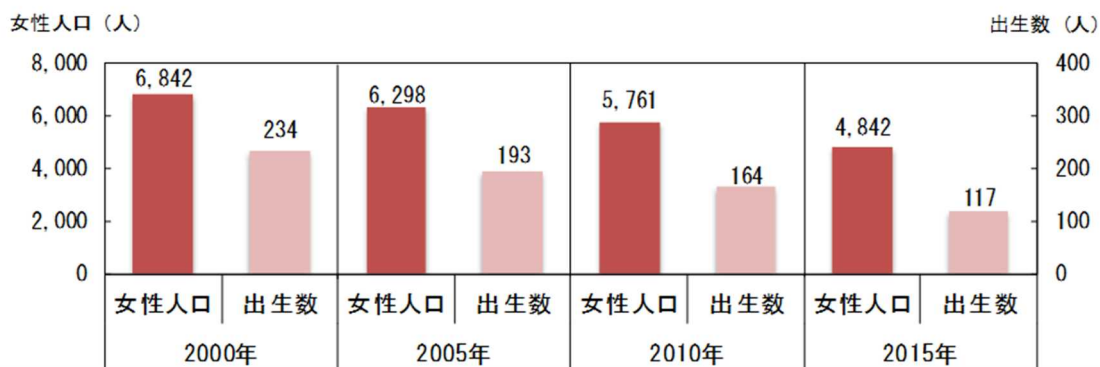


【出典：岐阜県内各保健所「地域の公衆衛生」】

③母となる 15～49 歳の女性人口と出生数の推移

母となる 15～49 歳の女性人口は、2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）まで減少傾向にあります。将来的にも減少が続けば、仮に合計特殊出生率が国民の希望出生率である 1.80 や人口置換水準である 2.07 まで改善しても、出生数の大幅な増加に繋がりません。

〔図表 16 15～49 歳の女性人口と出生数の推移〕

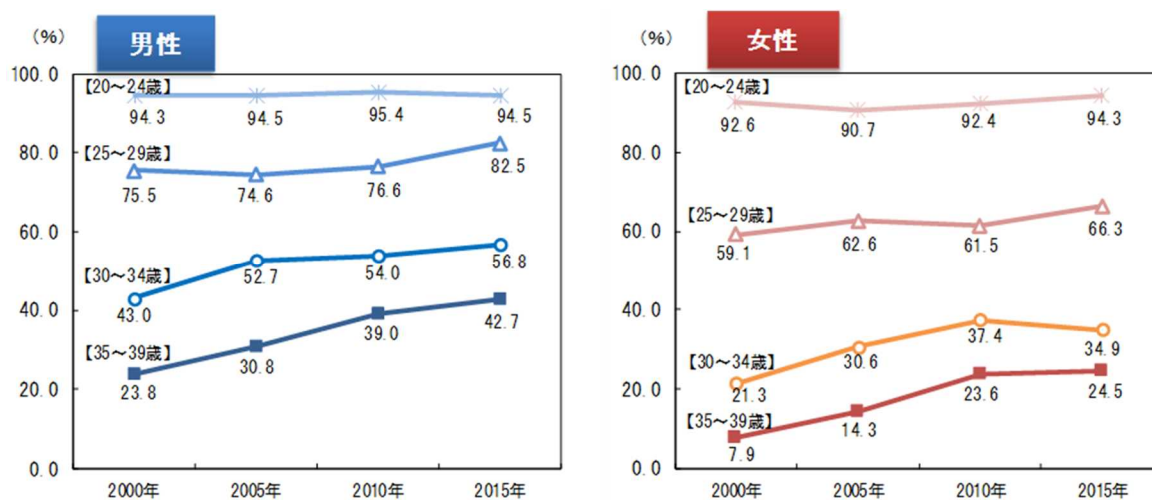


【出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」】

④男女別未婚率の推移

本市の 20～39 歳男女人口について 5 歳階級ごとの未婚率の推移をみると、男女ともすべての年齢階級において未婚率が上昇していますが、女性より男性が高い傾向にあります。2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）の 15 年間の変化率は、男女ともに 35～39 歳の上昇率が最も高く、男性は+18.9 ポイント、女性は+16.6 ポイントとなっています。

〔図表 17 男女別 5 歳階級別未婚率の推移〕

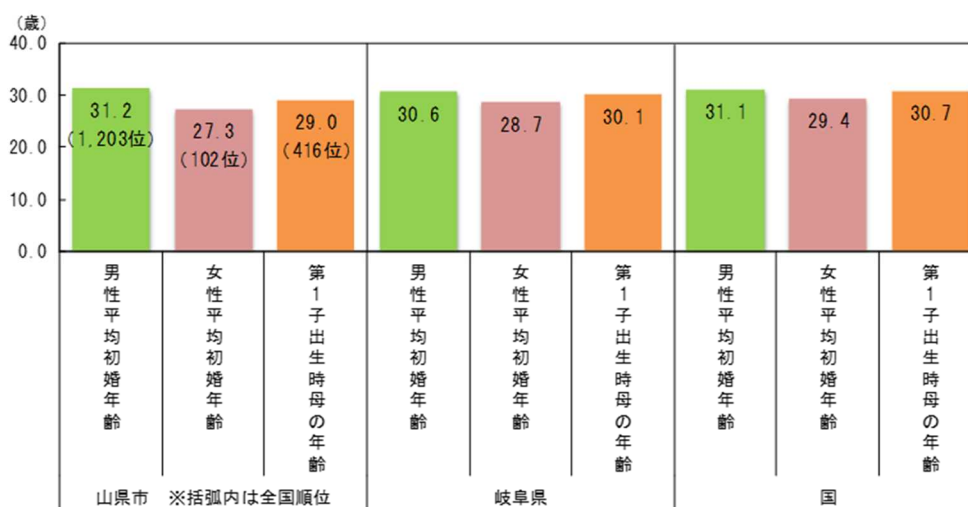


【出典：総務省「国勢調査」】

⑤少子化関係指標の比較

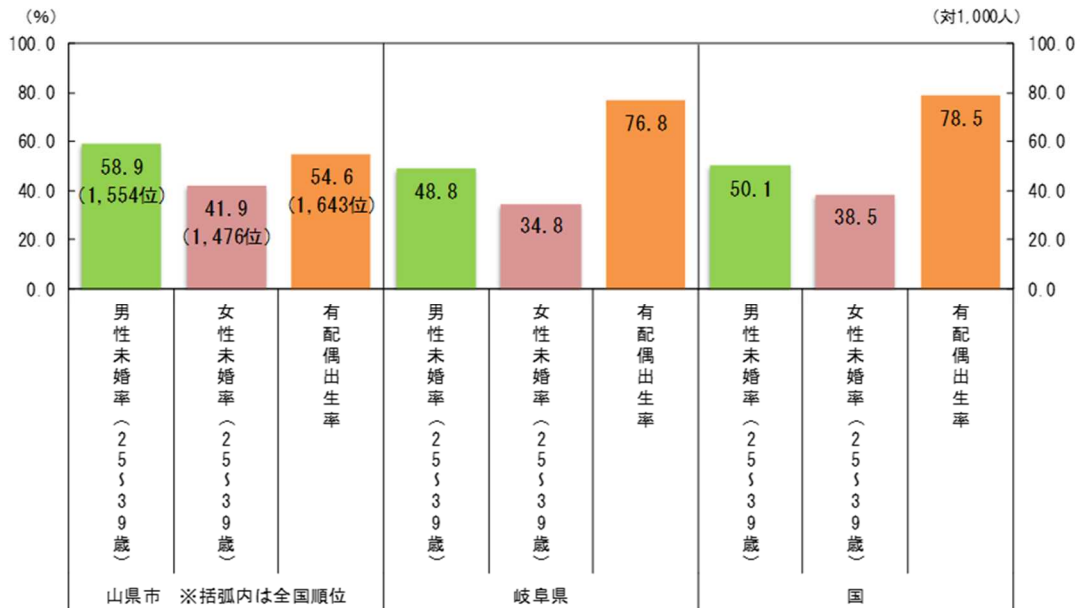
男女別平均初婚年齢及び第1子出生時の母の年齢（いずれも2013年（平成25年））について国及び岐阜県との比較をみると、男女の平均初婚年齢は31.2歳と岐阜県よりやや高いものの国と比べると同水準ですが、女性の平均初婚年齢は27.3歳と国及び岐阜県よりも若く、1,718市町村+23特別区のうち、若い順で102位の位置にあります。また、第1子出生時の母の年齢も同様に国及び岐阜県より若い水準にあります。

〔図表 18 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較①〕



一方で、男女別未婚率（25～39歳）及び有配偶出生率（いずれも2015年（平成27年））を国及び岐阜県と比較すると、男性の未婚率は58.9%（低い順から1,554位）、女性の未婚率は、41.9%（同1,476位）と低い水準にあることがわかります。また、15～49歳の女性の有配偶者1,000人に対する出生数を示す有配偶出生率も54.6と国及び岐阜県よりも20ポイント以上も低い水準にあります。

〔図表 19 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較②〕



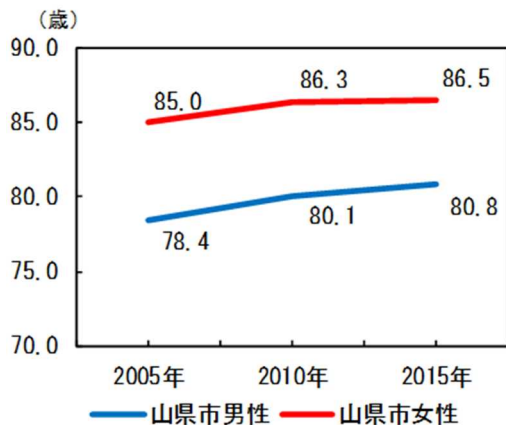
本市では男女とも若くして結婚し、出産する人たちがいる一方で、結婚しない（したくてもできない）人たちが結婚しても子どもを産まない（産みたくても産めない）人たちが多くいることがわかります。

⑥ 平均寿命の推移と比較

2015年（平成27年）における本市の平均寿命は過去最高を更新して、男性で80.8歳、女性で86.5歳となりました。

本市の平均寿命を岐阜県や国と比較すると若干下回っています。しかし、その差は1歳未満で、かつ縮まってきており、本市は平均的な状況にあると言えます。

〔図表 20 平均寿命の推移及び国及び岐阜県との比較〕



		2005年	2010年	2015年
山口市	男性	78.4	80.1	80.8
	女性	85.0	86.3	86.5
男女差 (女性-男性)		6.6	6.2	5.7
岐阜県	男性	79.0	79.9	81.0
	女性	85.6	86.3	86.8
男女差 (女性-男性)		6.6	6.3	5.8
国	男性	78.8	79.6	80.8
	女性	85.8	86.4	87.0
男女差 (女性-男性)		7.0	6.8	6.2

(単位：歳)

【出典：厚生労働省「市区町村別生命表」「都道府県別生命表」】

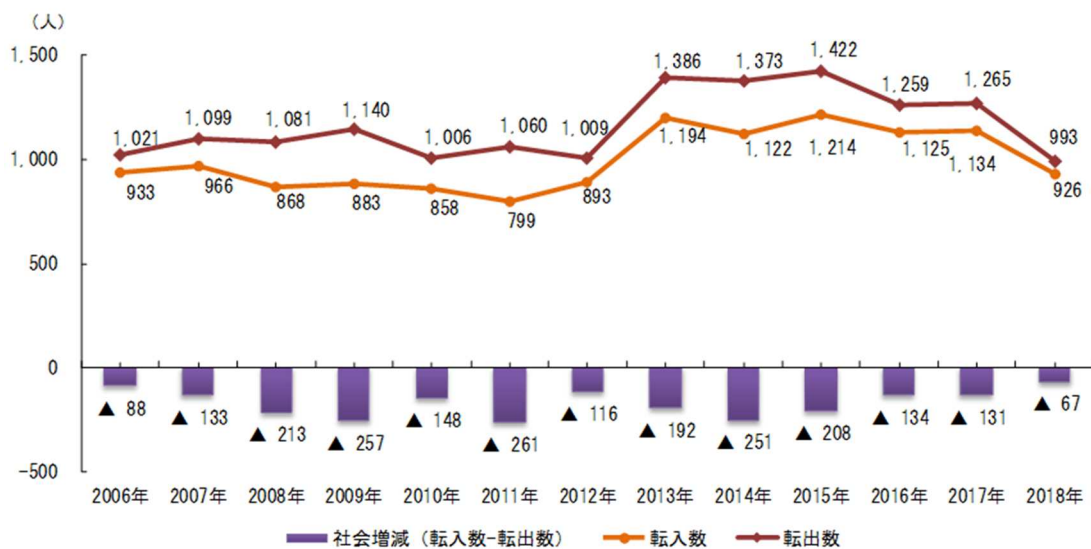
以上を踏まえると、本市の人口減少を自然動態の面から抑制するには、母となる女性の人口を可能な限り維持するとともに、安心して結婚し、出産できる環境を整える必要があります。

(2) 社会動態

① 転入数、転出数及び社会増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況をみると、一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」となっています。ただし足元では、転入数、転出数ともに減少傾向にあります。転出数の減少幅が転入数の減少幅を上回っていることで、結果として社会減による人口減少の影響が小さくなっています。

【図表 21 転入数、転出数及び社会増減の推移】

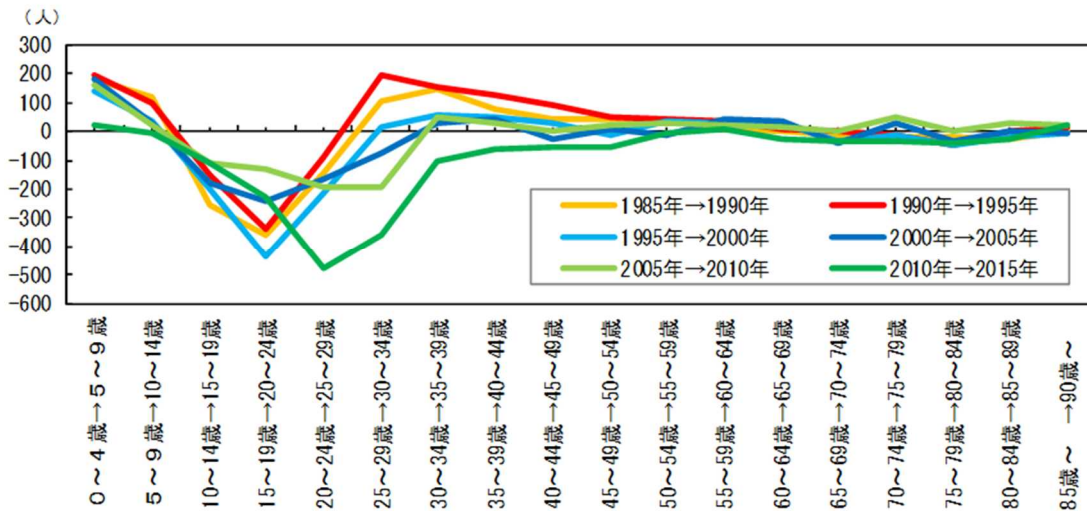


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 年齢別転入転出差の推移

かつての本市は、10歳代後半から20歳代にかけて大きな転出超過がありましたが、近年は転出超過数が少なくなっています。一方で、30歳代に大きな転入超過がありましたが、30歳代後半は転入超過数が減少し、30歳代前半に至っては、転出超過に転落しています。これに伴って、5～9歳の子どもの子どもの転入超過数も減少し、近年では転入転出差がなくなっています。

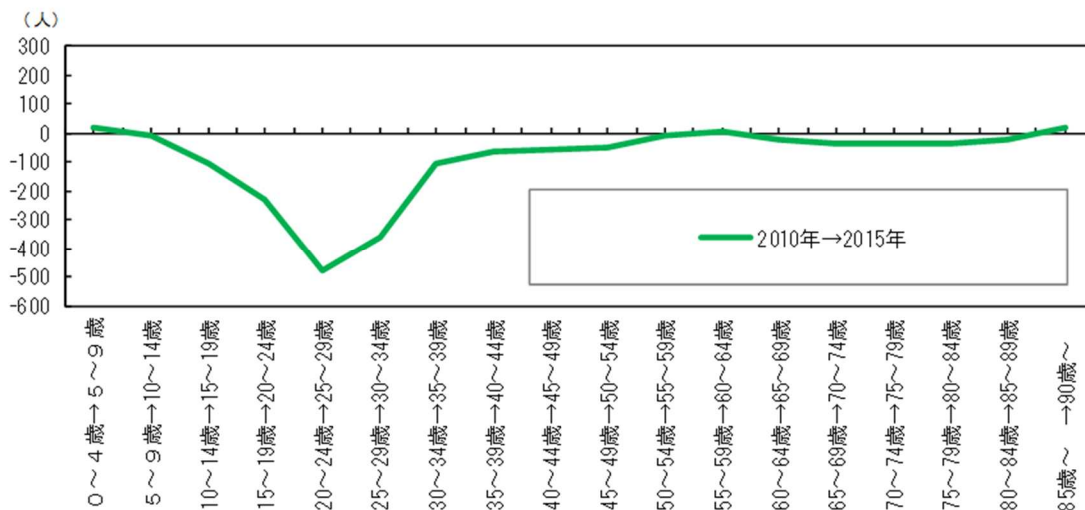
〔図表 22 年齢階級別転入転出差の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」】

また、2010年（平成22年）→2015年（平成27年）にかけての年齢別転入転出差をみると、20～24歳→25～29歳の階級と、25～29歳→30～34歳の階級の転出差が急拡大しており、本市の人口減少が進行した一つの要因と考えられます。

〔図表 23 2010年（平成22年）→2015年（平成27年）にかけての年齢階級別転入転出差〕

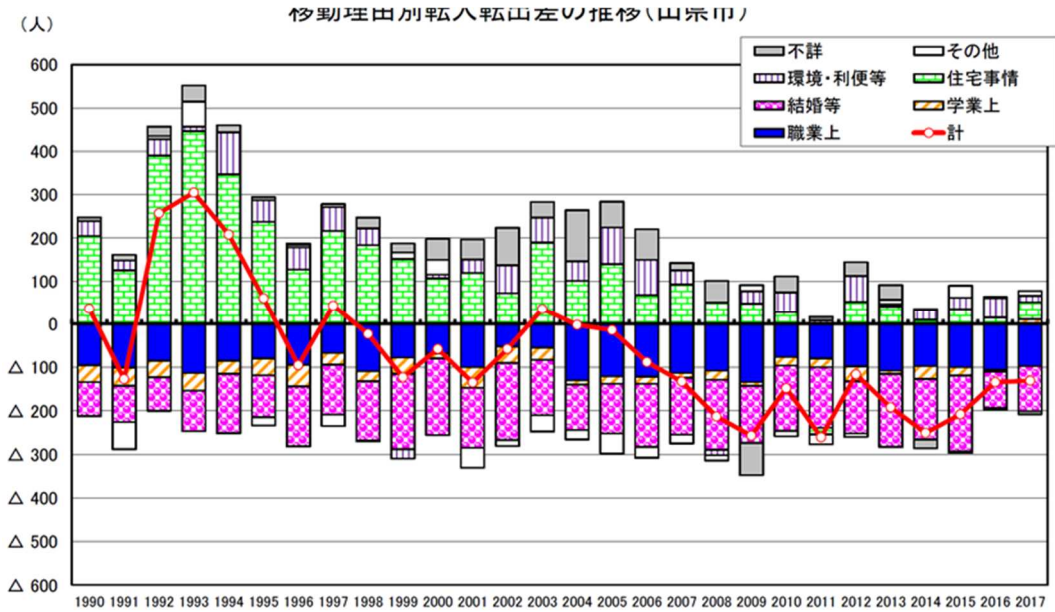


【出典：総務省「国勢調査」】

③ 移動理由別転入転出差の推移

本市は、1990年（平成2年）以降一貫して「職業上」や「結婚等」により転出超過となっています。一方で、かつてみられた「住宅事情」による転入超過は1993年（平成5年）以降減少傾向にあり、近年ではほとんど転入転出が均衡しています。これらを受けて、本市全体の転入転出差は2004年（平成16年）以降マイナスとなっています。

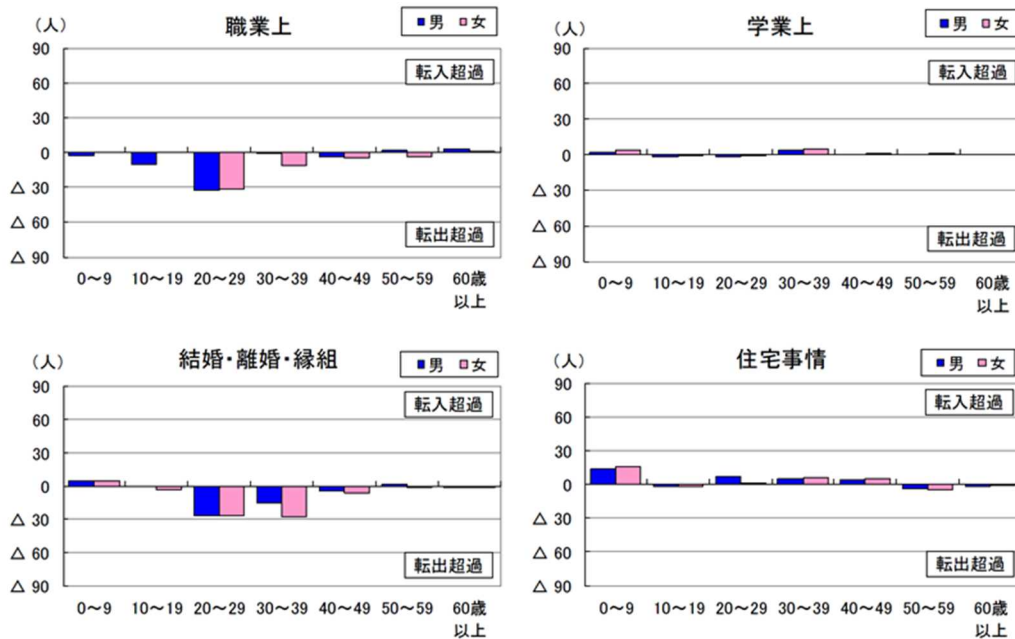
〔図表 24 移動理由別転入転出差の推移〕



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」(図表 22 も同様)】

なお、2017年(平成29年)の調査では、20歳代が「職業上」や「結婚等」により、30歳代が「結婚等」により市外に転出しています。

〔図表 25 主な移動理由別でみた世代別日本人の転入転出差(2017年(平成29年))〕



④ 主な市町村別の移動者及び通勤・通学者

本市は、岐阜市や関市を主として県内のほとんどの市町村で転出超過となっており、2018

年（平成 30 年）時点において県内の転入転出差（転入者－転出者）は▲147 人となっています。県外の転入転出差も▲81 人ですが、外国等からの転入超過により総計の転入転出差は▲67 人に留まっています。

また、2014 年（平成 26 年）の状況を比較すると、県内との転入出では、転入者数は変わらないものの転出者数が大幅に減少したため、転入転出差は 294 人分改善しました。県外では、愛知県をはじめ転入者数が増加した一方で転出者数が減少し、転入転出差は 57 人分改善しました。しかしながら外国からの転入者数が大幅に減少しており、結果として本市全体の転入転出差をみると、2014 年（平成 26 年）には▲251 人であったものが、2018 年（平成 30 年）には▲67 人と、184 人分改善しました。

〔図表 26 主な市町村別の転入転出の状況〕

	2014年					2018年					2018年-2014年		
	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	転出	差
総計	1,122	(100.0%)	1,373	(100.0%)	▲ 251	926	(100.0%)	993	(100.0%)	▲ 67	▲ 196	▲ 380	+ 184
県内合計	416	(37.1%)	857	(62.4%)	▲ 441	412	(44.5%)	559	(56.3%)	▲ 147	▲ 4	▲ 298	+ 294
岐阜市	231	(20.6%)	390	(28.4%)	▲ 159	230	(24.8%)	299	(30.1%)	▲ 69	▲ 1	▲ 91	+ 90
関市	51	(4.5%)	108	(7.9%)	▲ 57	27	(2.9%)	47	(4.7%)	▲ 20	▲ 24	▲ 61	+ 37
各務原市	24	(2.1%)	34	(2.5%)	▲ 10	21	(2.3%)	23	(2.3%)	▲ 2	▲ 3	▲ 11	+ 8
瑞穂市	11	(1.0%)	39	(2.8%)	▲ 28	10	(1.1%)	29	(2.9%)	▲ 19	▲ 1	▲ 10	+ 9
その他	99	(8.8%)	286	(20.8%)	▲ 187	124	(13.4%)	161	(16.2%)	▲ 37	+ 25	▲ 125	+ 150
県外合計	164	(14.6%)	302	(22.0%)	▲ 138	194	(21.0%)	275	(27.7%)	▲ 81	+ 30	▲ 27	+ 57
愛知県	62	(5.5%)	155	(11.3%)	▲ 93	90	(9.7%)	133	(13.4%)	▲ 43	+ 28	▲ 22	+ 50
東京都	21	(1.9%)	35	(2.5%)	▲ 14	10	(1.1%)	30	(3.0%)	▲ 20	▲ 11	▲ 5	▲ 6
その他	81	(7.2%)	112	(8.2%)	▲ 31	94	(10.2%)	112	(11.3%)	▲ 18	+ 13	+ 0	+ 13
外国等合計	542	(48.3%)	214	(15.6%)	+ 328	320	(34.6%)	159	(16.0%)	+ 161	▲ 222	▲ 55	▲ 167
外国	536	(47.8%)	53	(3.9%)	+ 483	314	(33.9%)	68	(6.8%)	+ 246	▲ 222	+ 15	▲ 237
不詳	6	(0.5%)	161	(11.7%)	▲ 155	6	(0.6%)	91	(9.2%)	▲ 85	+ 0	▲ 70	+ 70

【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

本市の流入者（他市町村から本市への通勤・通学者）が 4,251 人に対し、流出者（本市から他市町村への通勤・通学者）は 8,636 人であり、流入流出差（流入者数－流出者数）が▲4,385 人と大幅なマイナスとなっています。市町村別の状況をみると、岐阜市への流出が▲1,707 人と最も多く、その他近隣市町へもマイナスの状況です。県外をみても愛知県を筆頭に▲673 人という状況です。ただし、2010 年（平成 22 年）の状況と比較すると、県内との流入流出差はマイナスが拡大しましたが、県外では、従業地・通学地等が不詳（主に外国人）の流出者が大幅に減少したため、結果として本市全体の流入流出差は、2010 年（平成 27 年）には▲4,647 人であったものが、2015 年（平成 30 年）には▲4,385 人と 262 人分の改善となっています。個別市町村では、岐阜市からの流入が 204 人増加し、岐阜市への流出が 282 人減少したため、岐阜市との流入流出差は 486 人分改善しました。

〔図表 27 主な市町村別の流入流出の状況〕

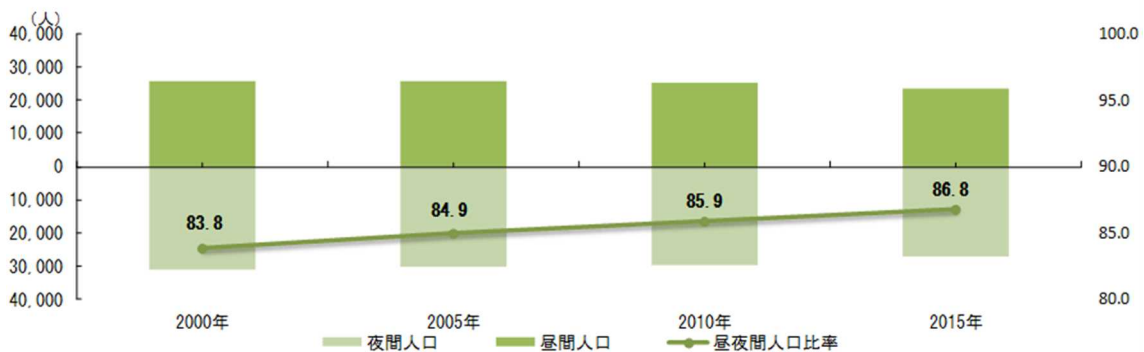
	2010年					2015年					2015年-2010年		
	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	流出	差
総計	3,858	(100.0%)	8,505	(100.0%)	▲ 4,647	4,251	(100.0%)	8,636	(100.0%)	▲ 4,385	+ 393	+ 131	+ 262
県内合計	3,778	(97.9%)	7,374	(86.7%)	▲ 3,596	4,156	(97.8%)	7,868	(91.1%)	▲ 3,712	+ 378	+ 494	▲ 116
岐阜市	2,500	(64.8%)	4,693	(55.2%)	▲ 2,193	2,704	(63.6%)	4,411	(51.1%)	▲ 1,707	+ 204	▲ 282	+ 486
関市	597	(15.5%)	1,011	(11.9%)	▲ 414	677	(15.9%)	1,020	(11.8%)	▲ 343	+ 80	+ 9	+ 71
美濃市	125	(3.2%)	245	(2.9%)	▲ 120	133	(3.1%)	253	(2.9%)	▲ 120	+ 8	+ 8	+ 0
各務原市	93	(2.4%)	350	(4.1%)	▲ 257	101	(2.4%)	359	(4.2%)	▲ 258	+ 8	+ 9	▲ 1
その他	463	(12.0%)	1,075	(12.6%)	▲ 612	541	(12.7%)	1,825	(21.1%)	▲ 1,284	+ 78	+ 750	▲ 672
県外合計	80	(2.1%)	1,131	(13.3%)	▲ 1,051	95	(2.2%)	768	(8.9%)	▲ 673	+ 15	▲ 363	+ 378
愛知県	73	(1.9%)	610	(7.2%)	▲ 537	69	(1.6%)	655	(7.6%)	▲ 586	▲ 4	+ 45	▲ 49
その他・不詳	7	(0.2%)	521	(6.1%)	▲ 514	26	(0.6%)	113	(1.3%)	▲ 87	+ 19	▲ 408	+ 427

【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

夜間人口（常住地による人口＝総人口）に対して、通勤・通学を考慮して昼間に在住する人口を昼間人口（夜間人口－他市町村への流出者＋他市町村からの流入者）と言います。昼夜間人口比率とは夜間人口 100 人に対する昼間人口の指数で、都心部程高くなり、ベッドタウンは低くなる傾向にあります。

本市の昼夜間人口比率をみると、2000年（平成 12年）は 83.8 でしたが、2015年（平成 27年）には 86.8 と、依然として基準となる 100.0 は下回っているものの、上昇傾向にあります。

〔図表 28 昼夜間人口比率の推移〕



【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

このように、本市は岐阜市とのつながりが非常に強いため、「岐阜県人口ビジョン（2017年（平成 29年）7月改訂版）においても引き続き、岐阜市を人口のダム機能都市とする「ダム機能都市通勤圏型」として位置づけられています。

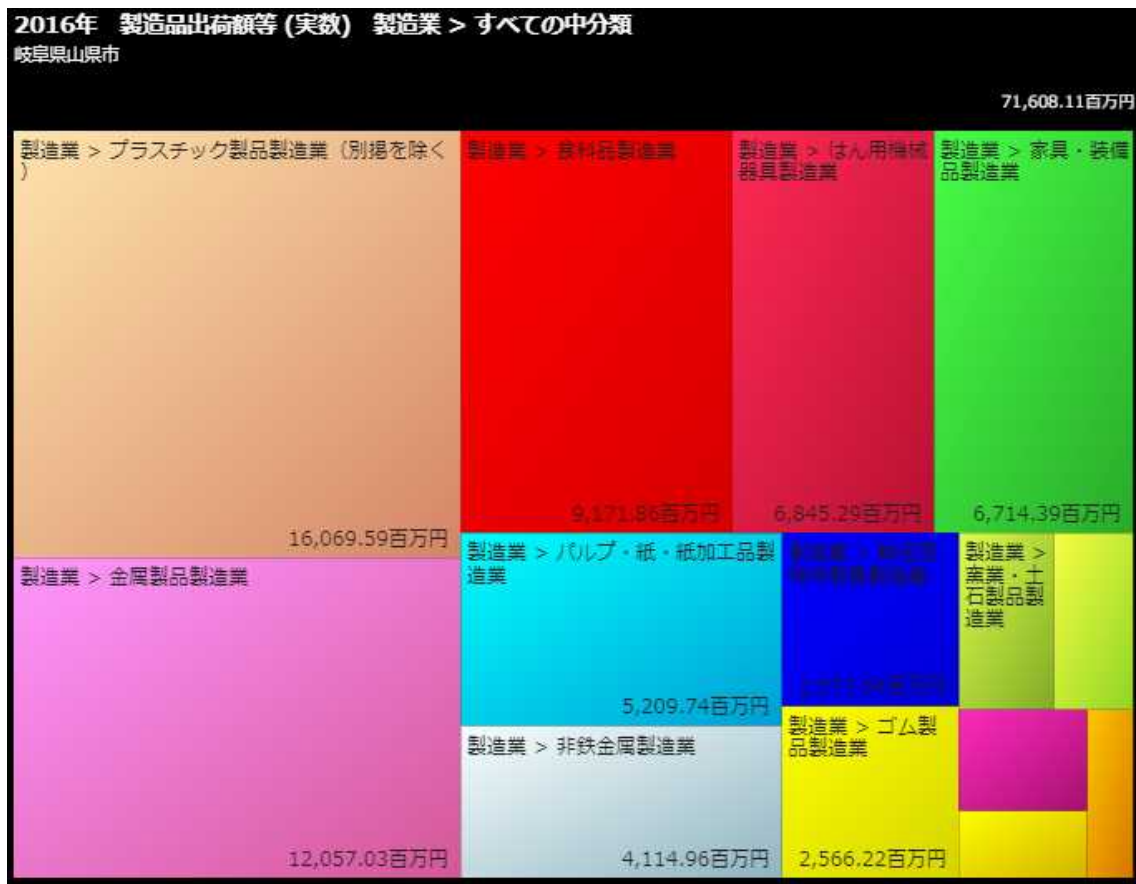
⑥ 産業構造

直近の経済センサス（2016年（平成 28年））をみると、事業所数ベースの 27.0%（365 / 1,353 事業所）、従業者数ベースの 38.3%（3,869 / 10,114 人）を製造業が占めており、本市の主要産業は製造業であることがわかります。また経済センサスの調査結果を加工し

て中小企業庁が公表した資料によると、本市の企業規模を判別できる企業所数（民営・非一次産業）1,047 事業所はすべて中小企業であり、製造業の中小企業が本市の産業を支えていることがわかります。

製造業について詳しくみると、製造品出荷額等の実数（全事業所合計額）ベースではプラスチック製品製造業が 16,070 百万円（市内シェア 22.4%）、金属製品製造業が 12,057 百万円（同 16.8%）、食料品製造業が 9,172 百万円（同 12.8%）と続いています。

〔図表 29 製造品出荷額等からみた製造業の構造〕



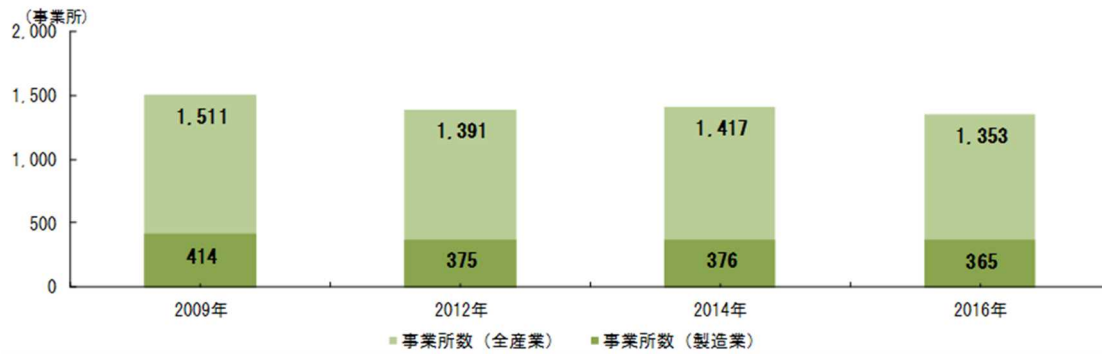
【出典：RESAS（リーサス：地域経済分析システム）－産業構造マップ】

プラスチック製品製造業や金属製品製造業は付加価値額でも常用従業者数でも上位に位置しており、水栓バルブ発祥の地である本市においては、これら関連する産業が集積していることが強みであると言えます。

⑦民営事業所数の推移

本市の民営事業所数をみると、2009 年（平成 21 年）には、1,511 事業所がありましたが、2016 年（平成 28 年）には 1,353 事業所と、約 1 割の 158 事業所が減少しています。また、本市の主たる産業の製造業においても、同期間で 49 事業所も減少しました。

[図表 30 民営事業所数の推移]



以上を踏まえると、本市の人口減少を社会動態の面から抑制するためには、雇用力及び稼ぐ力がある産業を引き続き支援するとともに、中小企業をはじめとした市内事業所に対して雇用の促進や事業継承等への市内事業所の課題解決のための支援を行うことで、事業所数の減少を食い止め、市民（特に職業上を理由とした転出が多い10～30歳代）の働く場を確保する必要があります。

3 将来人口の推計と分析

(1) 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計の比較

社人研の推計（パターン①）によると、本市の総人口は今後も減少を続け、2040年（令和22年）には17,123人、2060年（令和42年）には10,044人になると予測されています。

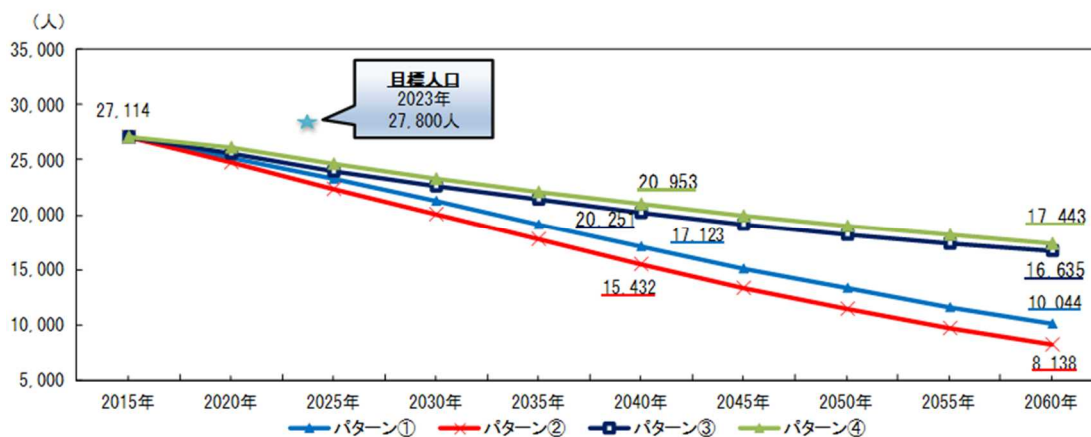
社人研の推計は、原則として2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の人口移動傾向を初期値として将来の純移動率が推計されていますが、本市においては同期間の転出率が過去と比べて著しく高かったため、2005年（平成17年）→2010年（平成22年）2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の2期間の平均値が初期値とされています。2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の人口移動傾向を初期値として推計したパターン②では、パターン①より人口減少が進行し、2040年（令和22年）には15,432人、2060年（令和42年）には8,138人となります。

岐阜県の「岐阜県人口ビジョン（2017年（平成29年）7月改訂版）」では出生率の改善と転入転出の均衡を図ることをめざしています。岐阜県人口ビジョンに準拠した推計（パターン③）では、パターン①とパターン②により減少幅が改善され、2040年（令和22年）に20,251人、2060年（令和42年）には16,635人となります。

改訂前本市人口ビジョンでは、岐阜県人口ビジョン同様の出生率の改善と転入転出の均衡に加え、2015年（平成27年）からの5年間で200世帯（600人）の子育て世帯の移住定住をめざしていました。現在の人口移動傾向にあてはめた再推計（パターン④）では2040年（令和22年）に20,953人、2060年（令和42年）には17,443人となります。

なお、いずれの推計でも第2次山県市総合計画において目標人口として定めた2023年（令和5年）の定住人口27,800人には届きません。

〔図表 31 将来人口推計の比較〕



【2023年（令和5年）の将来人口 / 目標人口比】

パターン①：24,071人 / ▲3,729人

パターン②：23,307人 / ▲4,493人

パターン③：24,648人 / ▲3,152人

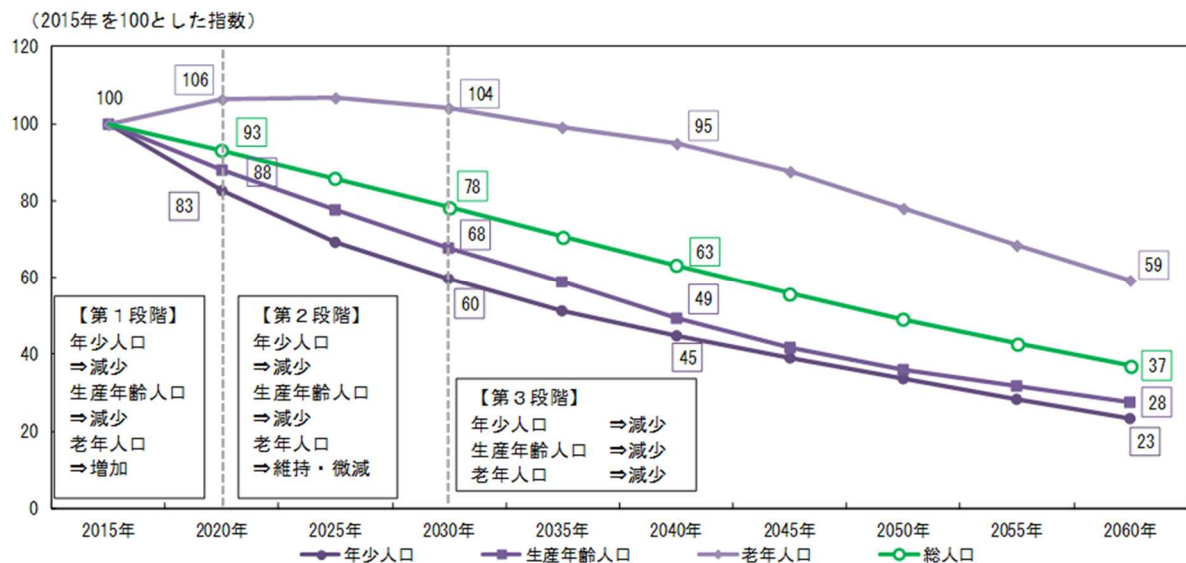
パターン④：24,853人 / ▲2,947人

主な仮定	社人研推計 (パターン①)	独自推計 (パターン②)	岐阜県人口ビジョン準拠 (パターン③)	山県市人口ビジョン準拠 (パターン④)
出生に関する仮定	現状維持	社人研推計と同様	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇
移動に関する仮定	現状維持(※初期値:2005年 →2010年、2010→2015年の純 移動率の平均)	現状維持(※初期値:2010→ 2015年の純移動率)	2040年までに転入転出差が0 になる(社会移動が均衡)	2040年までに転入転出差が0 +2020年までの5年間で200 世帯移住

(2) 人口減少段階の分析

社人研の推計(パターン①)によると、本市の人口減少段階は、2020年(令和2年)までは第1段階(老年人口の増加)、2030年(令和12年)までは第2段階(老年人口の維持・微減)となり、2030年(令和12年)以降は第3段階(老年人口の減少)となります。したがって、2030年(令和12年)以降の本市は、急速に人口減少が加速していくことが予測されています。なお、人口減少段階が変化する年次は改訂前本市人口ビジョンから変更はありませんが、人口減少の加速化に伴い、減少の程度は大きくなっています。

〔図表 32 総人口及び年齢3区分別人口の指数の推移と人口減少段階の分析〕



(3) 推計ごとの人口及び増減率

合計特殊出生率の上昇は市内での出生数の増加にとどまらず、生まれた子どもが市内に継続して住むことで、年少人口だけでなく生産年齢人口の減少幅も改善され、やせ細る「つぼ型」の人口ピラミッドの土台を厚くし、地域の持続力を高めることができます。また、子育て世代の転出超過が大きい本市においては、同世代の転出超過を解消することは、人口減少の抑制に大きく貢献します。さらに転出超過の解消時期を早めるほど人口減少の抑制につながります。ただし、いずれの推計においても人口減少は免れないことから、将来めざすべき均衡ある年齢構成を見据え、時代に合った地域づくりをすることが、地域の持続可能性を確保することにつながります。

[図表 33 推計ごとの人口及び増減率]

(単位：人)

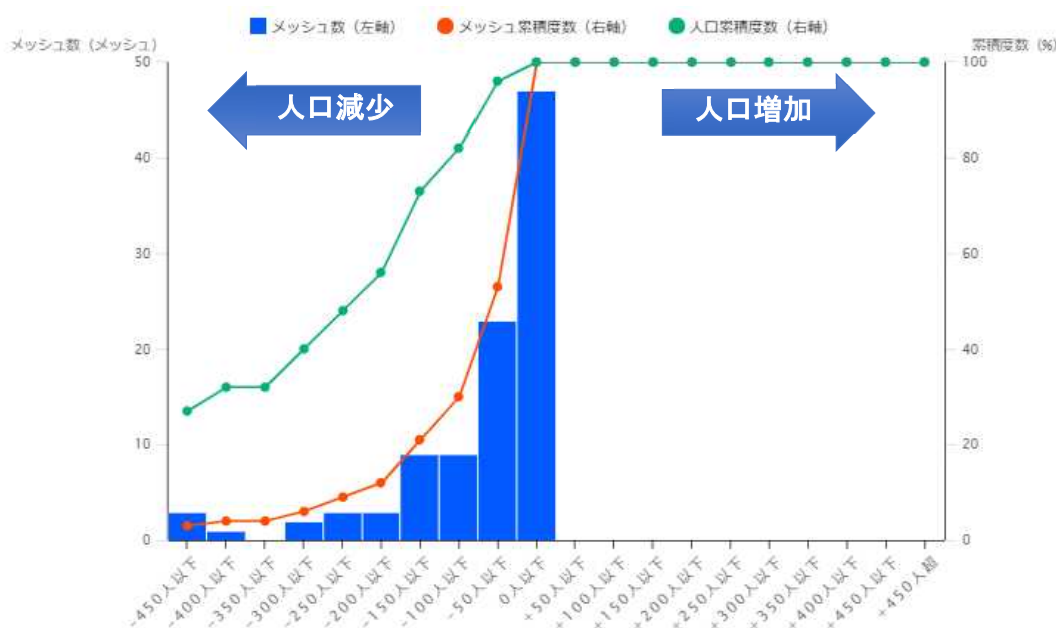
		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
			うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口	
2015年	現状値	27,114	3,055	763	15,505	8,554	4,129
2040年	パターン①	17,123	1,369	378	7,637	8,118	5,128
	パターン②	14,918	1,067	290	6,252	7,598	4,761
	パターン③	20,251	2,643	927	9,467	8,141	5,135
	パターン④	20,953	2,764	963	9,965	8,224	5,135
		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
			うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口	
2015年→ 2040年 増減率	パターン①	-36.8%	-55.2%	-50.4%	-50.7%	-5.1%	24.2%
	パターン②	-45.0%	-65.1%	-62.0%	-59.7%	-11.2%	15.3%
	パターン③	-25.3%	-13.5%	21.5%	-38.9%	-4.8%	24.4%
	パターン④	-22.7%	-9.5%	26.2%	-35.7%	-3.9%	24.4%

4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

(1) にぎわいや魅力の喪失、地域コミュニティの崩壊

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、本市の2015年（平成27年）から2040年（令和22年）の人口増減数をみると、すべての1kmメッシュで減少が予測されています。人口密度の低下は、市内からにぎわいや活気を喪失させ、地域コミュニティの機能喪失や防犯力の低下を招きかねません。

【図表34 区分メッシュ度数分布図（人口増減数）】

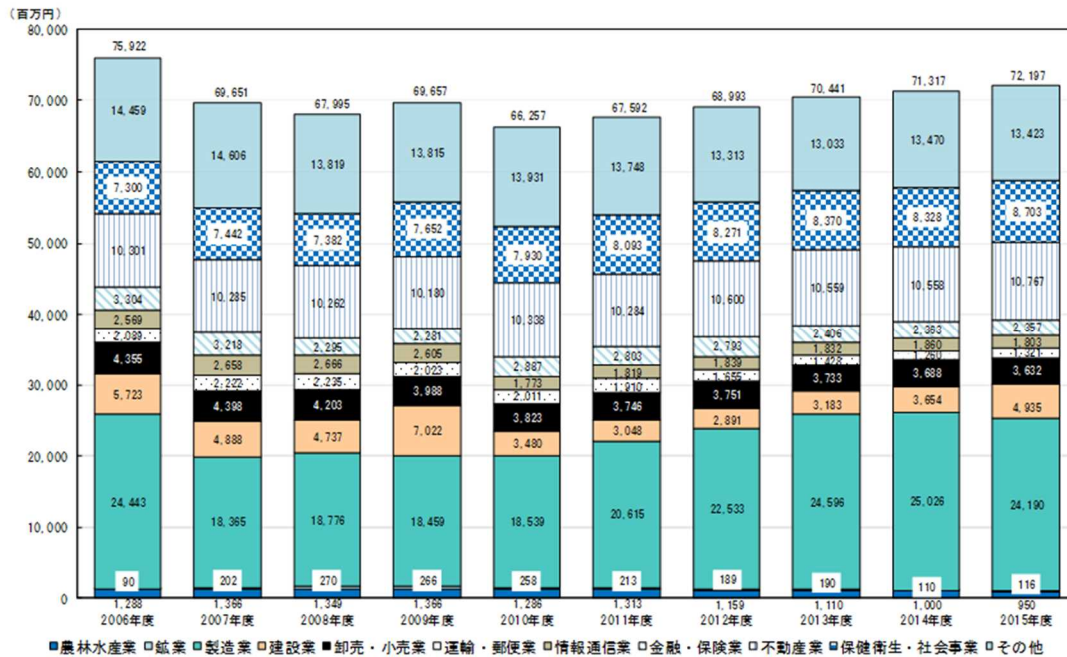


(2) 市内経済及び雇用の規模縮小

本市の経済活動の実態や動向を表す市内総生産の近年の動向をみると、人口減少に伴って地域内需要が減速しているにもかかわらず、我が国全体が景気拡大局面にあったことが寄与し、2010年度（平成22年度）をボトムに回復基調にありました。特に医療、介護などの「保健衛生・社会事業」は高齢化に伴い産業規模が拡大しており、本市においても2006年度（平成18年度）から2015年度（平成27年度）までの9年間で約1.2倍もの規模に成長しました。労働集約型産業である同産業の伸長は本市の雇用創造力を高めています。

しかしこのまま人口減少が進展すれば地域内需要がさらに減速し、市内企業の人手不足がさらに深刻化する懸念があります。本市の主たる産業である製造業も人口減少により雇用が確保できなければ、生産能力の低下だけでなく、事業の存続にも多大な影響を与えかねません。

〔図表 35 市内総生産の推移〕

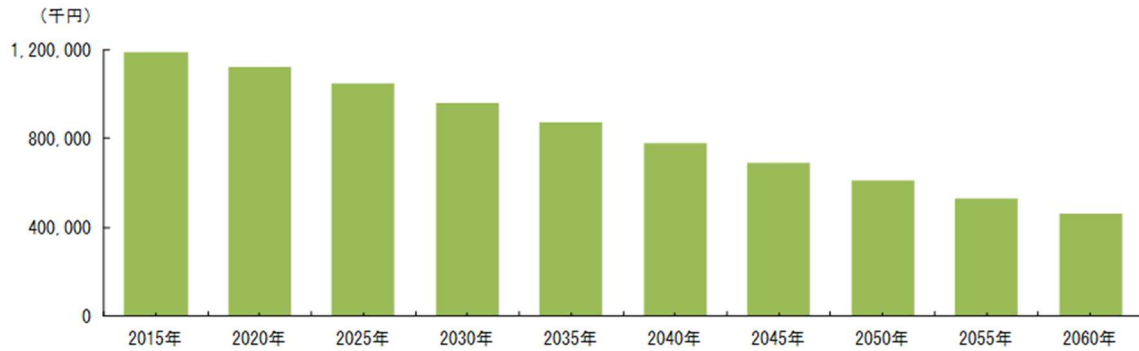


【出典：岐阜県「岐阜県の市町村民経済計算」】

(3) 財政の悪化

生産年齢人口の減少を受けて、納税負担者でもある労働力人口も減少し、個人市民税も減少する見込みです。一方歳出面への影響をみると、高齢者が減少する2030年（令和12年）までは扶助費及び繰出金は同規模で必要となり、本市の財政悪化が懸念されます。地方交付税の依存度が高い本市ですが、自主財源の減少は投資余力の低下を招き、さらに人口減少を加速させる懸念があります。

〔図表 36 個人市民税の将来推計〕



【推計の前提条件】

- ① 2015年度の個人市民税（均等割+所得割）【実績】を16歳以上人口で除して一人あたりの個人市民税を算出（以降の年次でも一定と仮定）
- ② 社人研推計による2020年以降の16歳以上の推計人口に一人あたりの個人市民税額を乗じて、個人市民税【推計】を算出

第3節 山県市の人口の将来展望

1 将来展望に必要な調査・分析

(1) 人口の将来展望に関連する意識調査の概要

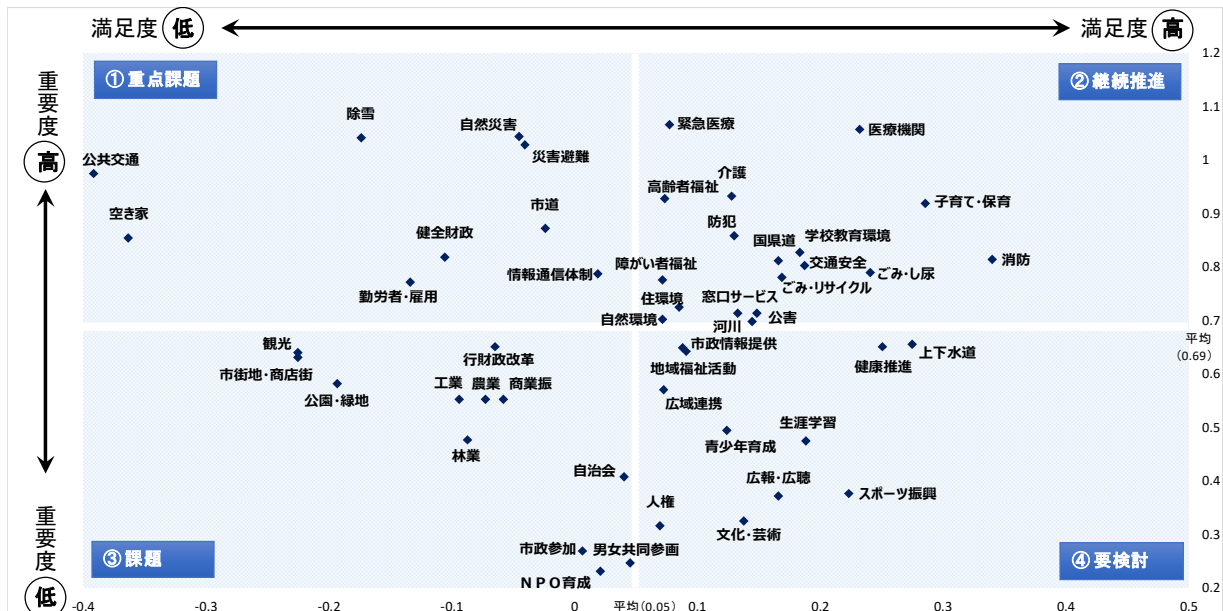
目的	計画策定の基礎資料とするもの
対象者	市内在住の18歳以上の一般市民2,060人（うち、外国人60人）
調査期間	2018年（平成30年）10月～12月
調査方法	郵送による配布・回収
回収数（回収率）	791通（38.4%）

《施策の「満足度」及び「重要度」のポートフォリオ分析》

各施策の「満足度」及び「重要度」を得点化することにより、「満足度」や「重要度」の高低の4象限に区別して分析する手法をポートフォリオ分析といいます。

重要度が高いものの満足度が低い項目を重点課題として捉えると、「公共交通の整備」「空き家対策」「除雪対策」「勤労者・雇用施策」などが挙げられます。これらの施策を優先順位や実現性なども考慮しながら、適切な対応が必要になります。

〔図表37 各施策の「満足度」及び「重要度」のポートフォリオ分析〕



2 めざすべき将来の方向

これまでの各種統計の分析結果や意識調査の結果を踏まえ、本市の人口減少に歯止めをかけるために、以下の3つの対策をとることが有効であると考えられます。

(1) 安心して結婚し、子育てができる環境整備（＝自然減少対策）

かつて合計特殊出生率が県内最下位の状況にあり、直近でも下位に甘んじていることが、本市の大きな地域課題の一つです。これには「結婚希望のある若年世代が結婚できない」「結婚すると他市町村に転出してしまう」といった事情があると考えられます。

近隣市と比較して劣後する未婚率、有配偶出生率の改善のため、結婚しても引き続き市内に住み続け、又は、新婚世帯を他市町村から呼び込むことや、共働きがしやすく、空き家対策ともなる三世代同居・近居の推奨により、安心して結婚し、出産・子育てしやすい環境の整備をめざします。さらに、高齢者をはじめ子育ての経験を持つ多様な主体による地域コミュニティで積極的に子育て家庭を支え合うことで、「地域アプローチ」による環境整備も進めます。

(2) 魅力向上とシティ・プロモーションの取組深化（＝社会減少対策）

本市の転入転出の状況を見ると、多くは「職業上」「結婚等」を理由に近隣市町への転出が多いことが言えます。これは、個人の居住地、勤務地決定に際して、本市の魅力や長所が低く、誤った認識又は知らないことにより選ばれていないという可能性があります。

そこで、本市がもつ豊かな自然環境や観光資源の発掘、活用などの特長を向上させ、さらに市民や居住地を探している個人などに対して、本市の魅力や特長を効果的にプロモーションすることで、転出抑制と転入促進を図り、引き続き住みたくなるまちを目指します。また、豊かな自然環境や地域資源の維持・保全をするために、情報発信と並行して若者から高齢者まで全ての市民が市内に住み続けることを誇りに持てるよう意識の醸成を図ることも重要です。

(3) 市内で安心して働き続けられるための企業支援（自然減少対策・社会減少対策）

誰もが活躍する社会の実現のためには、それぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域をつくることが重要です。その一環として、女性や高齢者など誰もが市内で働きやすく、働き続けることができるよう、市内事業所の魅力を情報発信するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や雇用対策、事業継承などの支援により、市内事業所数の維持や魅力向上を目指します。それにより誰もが居場所と役割を持ち、様々な人々と交流してつながりを持って支え合うコミュニティの形成につなげていきます。また、東海環状自動車道 I. C やバスターミナルなどの整備などに絡めた産業・経済発展をめざします。

人口の将来展望

「めざすべき将来の方向」を踏まえ、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを実現するための人口の将来展望を示します。

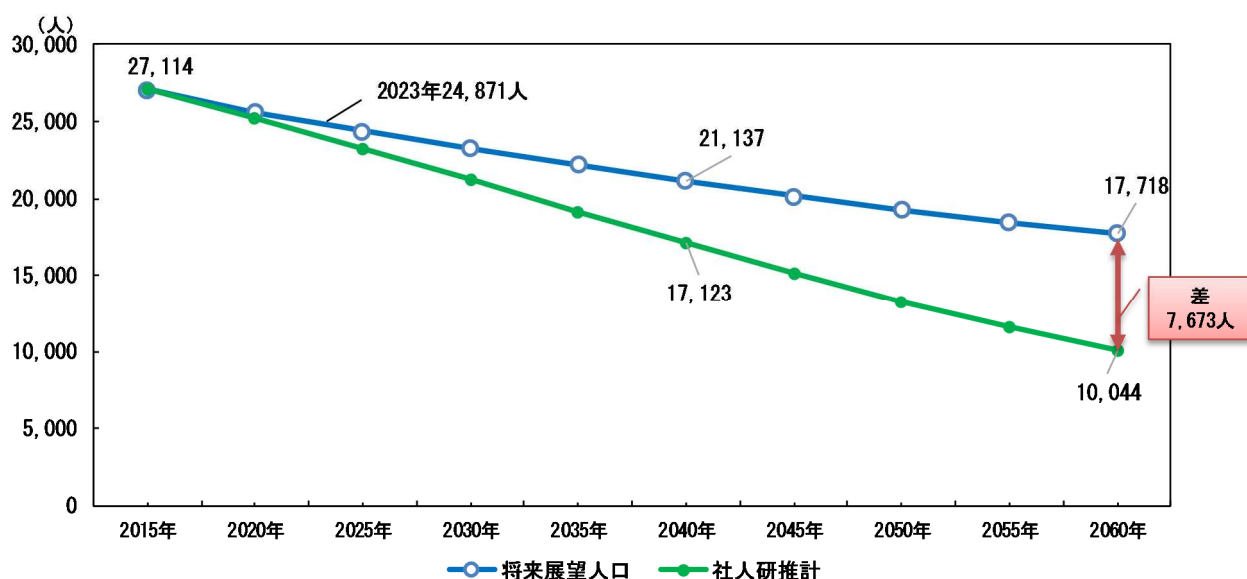
以下の前提で推計した場合、総人口は2023年（令和5年）に24,871人、2040年（令和22年）には21,137人、2060年（令和42年）には17,718人となります。

〔推計の前提〕

前提① 合計特殊出生率を2030年（令和12年）に1.80（国民希望出生率）へ、2040年（令和22年）に2.07（社人研算出の2013年（平成25年）の人口置換水準）へ上昇させます。

前提② 2030年（令和12年）までに転入数と転出数を均衡させます（岐阜県人口ビジョンでは2040年（令和22年）までに転入数と転出数を均衡させることが目標）。

〔図表 38 将来展望と社人研推計の比較〕



	2015年		2023年		2040年		2060年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	27,114	100.0%	24,871	100.0%	21,137	100.0%	17,718	100.0%
(社人研推計との比較)	—	—	+800	+0.0Pt	+4,014	+0.0Pt	+7,673	+0.0Pt
年少人口	3,055	11.3%	2,596	10.4%	2,874	13.6%	2,682	15.1%
(社人研推計との比較)	—	—	+314	+1.0Pt	+1,505	+5.6Pt	+1,965	+8.0Pt
生産年齢人口	15,505	57.2%	13,139	52.8%	10,116	47.9%	9,558	53.9%
(社人研推計との比較)	—	—	+470	+0.2Pt	+2,480	+3.3Pt	+5,293	+11.5Pt
老年人口	8,554	31.5%	9,136	36.7%	8,147	38.5%	5,478	30.9%
(社人研推計との比較)	—	—	+16	▲1.2Pt	+29	▲8.9Pt	+416	▲19.5Pt
後期高齢者人口	4,129	15.2%	4,976	20.0%	5,139	24.3%	3,743	21.1%
(社人研推計との比較)	—	—	▲18	▲0.7Pt	+12	▲5.6Pt	+123	▲14.9Pt

人口減少対策を何もしなかった場合の社人研推計と比較すると、総人口は2023年（令和5年）時点で+800人、2040年（令和22年）時点で+4,014人、2060年（令和42年）時点で+7,673人増加することになります。

年少人口は2023年（令和5年）時点で+314人、2040年（令和22年）時点で+1,505人、2060年（令和42年）時点で+1,965人増加し、総人口に対する割合も2060年（令和42年）時点で15.1%と社人研推計比+8.0ポイント改善します。

生産年齢人口は2023年（令和5年）時点で+470人、2040年（令和22年）時点で+2,480人、2060年（令和42年）時点で+5,293人増加し、総人口に対する割合も2060年（令和42年）時点で53.9%と社人研推計比+11.5ポイント改善します。

老年人口と後期高齢者人口は人数では社人研推計と大きく変わりませんが、年少人口及び生産年齢人口の増加により総人口に対する割合が下がり、高齢化の進行を抑制することができます。

第2期山県市総合戦略
及び

第2次山県市総合計画

後期基本計画 案

R1.11.14

第2章 第2期山縣市総合戦略（及び第2次山縣市総合計画後期基本計画）

第1節 第2期山縣市総合戦略（及び第2次山縣市総合計画後期基本計画）の概要

1 総合戦略と総合計画（後期基本計画）との一本化と位置づけ

本市は、2003年（平成15年）に高富町、伊自良村、美山町が合併して誕生しました。以来、豊かな自然と活力ある都市が調和したまちづくりを基本理念に、2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）までの10年間を計画期間とした第1次山縣市総合計画を実行し、この度、2015年度（平成27年度）を初年度とする第2次山縣市総合計画を策定したところです。

第2次山縣市総合計画においては、人口の減少、少子高齢化の進展等にも対処すべく、誰もが安心して夢や希望のある暮らしを送ることができ、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現をめざし、将来都市像として、「水と緑を大切に 活力ある山縣市」（めざす将来の姿）を掲げました。

第2次山縣市総合計画の基本的考え方及び各種施策は、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に沿うものです。総合計画の前期基本計画期間中（2015年度（平成27年度）から2019年度（令和元年度）まで）の5年間は、「改訂前山縣市人口ビジョン」で示した将来展望の実現を図るべく、基本目標を定め、具体的な施策及び事業を実施してきました。

「第2期山縣市総合戦略」では第2次山縣市総合計画基本構想を踏まえ、「山縣市人口ビジョン」で示した将来展望の実現を図り、山縣市における人口急減対策や地方創生を重点的に実施すべく、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）までの4年間の基本目標、具体的な施策及び事業を示しています。

なお、本総合戦略は、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び岐阜県の「第2期『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を考慮するとともに、実効性ある重要施策をとりまとめています。

第2期山縣市総合戦略は、第1期山縣市総合戦略及び第2次山縣市総合計画前期基本計画等での施策で得られた実績や知見等を活かし、第2次山縣市総合計画の基本構想と整合性を保ちつつ、第2次山縣市総合計画後期基本計画（2020年度～2023年度（令和2年度～令和5年度）の計画期間）と一本化し、戦略的、総合的、計画的に推進するものと位置づけます。

2 対象期間

山口市総合戦略の対象期間は、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）までの4年間とします。

また、施策や事業の実施状況や効果検証のほか、社会情勢や経済環境の変化、国や県の政策動向等も踏まえ、適宜見直しを行います。

3 国・県、第2期山口市総合戦略や第2次山口市総合計画との一本化と関係性

第2期山口市総合戦略等は、第2期の国や岐阜県の総合戦略を勘案し、第1期山口市総合戦略での施策等で得られた実績や知見等を活かし、第2次山口市総合計画の基本構想と整合性を保ちつつ、第2次山口市総合計画後期基本計画（令和2年度～令和5年度の計画期間）と一本化し、共通理念のもと一体的に推進すべき戦略として策定します。

なお、国や岐阜県の総合戦略、第2期山口市総合戦略等の基本目標及び山口市人口ビジョンの関係は次のとおりです。

第2節 山口市における地方創生の基本的考え方

1 地方創生の基本的考え方と基本理念

山口市の地方創生の基本的考え方は、次のとおりです。

- ・一人ひとりが夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができる。
- ・潤いがあり和やかな生活を安心して営むことができる。
- ・安心して、活力あるしごと、役割を果たすことができる。

《まちの創生》

潤いがあり和やかな生活を安心して営むことができる地域社会の形成と考えています。

人々がいきいきと学び、安心して暮らし、しごとや役割を果たす場ともなるまちの活力や和やかな地域社会の形成ができるよう、まちづくり、教育や子育て、福祉、介護、基盤整備など行政サービスを効率的に維持、更新し、近隣市町との共同事務の推進や、広域連携を図ります。防犯や防災対策、自治会活動等地域の絆の強化により持続可能なまちの創生を図ります。

《ひとの創生》

夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができるひとが増えることが重要と考えています。

そのため、子どもからお年寄りまで一人ひとりの個性が尊重され、出生、子育て、教育、労働、社会貢献、自己実現、介護、福祉など生涯に渡って切れ目のない支援を実現し、環境を整備することにより豊かなひとの創生を図ります。

《しごとの創生》

安心して、活力あるしごと、役割を果たすことができる。

山口市で育まれた人々がこの地に留まり力を発揮する上で、しごとの創生は重要になります。地域の資源や特性を生かした産業の集積や観光、農業等の活性化を通じて新たな雇用の創出と地域産業の振興を図りしごとの創生を図っていきます。

山口市人口ビジョンを踏まえ、人口の減少が将来に与える影響は、地域コミュニティの崩壊、地域経済及び雇用の規模縮小、にぎわいや魅力の喪失や財政状況の悪化を招くことが懸念されることです。また、人口規模に対する住宅のストックや社会インフラなどが整備されており、これらの維持更新が困難になることが想定されるなど、さまざまな課題の顕在化により、地域の存続自体にも影響が考えられます。

そこで、第2期総合戦略等では、その基本理念を次のように定め、一人ひとり誰もが、自分らしく輝き、しごとや役割を精一杯果たし、未来やまちづくりのために前進していきます。

【基本理念】

まちが和やかに潤いに満ち

ひとが夢を持ち豊かに暮らし

安心しいきいきとしごとができる山口市

2 第2期山口市総合戦略等の基本的考え方

山口市のまち・ひと・しごと創生の第一は、ひとにあると考えます。ひとが生まれ、育ち、生涯にわたっていきいきと仲良く暮らし、未来の世代へ受け継ぐ。

次に、山口市のひとが、いきいきと和やかに暮らすためには、それぞれのしごとや役

割、目的を果たし、認め合うことが必要です。地域の特性・特徴を生かしながら、さまざまな産業や山縣市ならではのしごとが活性化し創出されることは、ひとが地域に貢献する意識を高め、郷土愛・シビックプライドを強くすることにもつながります。

第三に、山縣市のまちは、豊かな自然や歴史・文化に恵まれ、県都岐阜市と隣接する都市機能を有したまちです。ひとが輝き、いきいきと暮らし・しごとが豊かにあふれることで、まちにひとが集まり、更なる魅力や活力を創出することになります。

第3節 第2期山縣市総合戦略等の基本目標

1 基本目標の考え方

山縣市人口ビジョンの考察では、本市における最大の課題は依然県内下位の合計特殊出生率の低さであり、その背景として、若年女性の結婚意向が低く、結婚しても他市町村に転出してしまうことがうかがえるといったことがあります。そこで、2060年に人口17,718人程度の目標を達成するには、①安心して結婚し、子育てができる環境整備、②魅力向上とシティ・プロモーションの取組深化、③市内で安心して働き続けられるための企業支援をめざすべき将来の方向性としてしました。

山縣市人口ビジョンにおいて示したこの3つの方向性に従い、それを補完する要素も加え、さらに、国や県の総合戦略を勘案し、第2期総合戦略等では次の3つの基本目標を定めました。

- 1 和やかに潤いに満ちたまちづくり
- 2 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり
- 3 いきいきと安心して働けるしごとづくり

第4節 第2期山縣市総合戦略等におけるSDGs

1 第2期山縣市総合戦略等におけるSDGs

SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の開発目標のことです。

第2期総合戦略においては、SDGsを原動力とした戦略の推進に向け、市のみならず、市内事業所など多様なステークホルダーにおける浸透・主流化を図ります。

なお、この 17 の開発目標を該当する基本的方向に当てはめました。

(1 貧困)



(2 飢餓)



(3 保健)



(4 教育)



(5 ジェンダー)



(6 水・衛生)



(7 エネルギー)



(8 成長・雇用)



(9 イノベーション)



(10 不平等)



(11 都市)



(12 生産・消費)



(13 気候変動)



(14 海洋資源)



(15 陸上資源)



(16 平和)



(17 実施手段)



【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 1 結婚・子育て支援と女性活躍

(1) 結婚・子育て支援・男女共同参画・女性活躍

①結婚・子育て支援体制の強化

②保育の充実

③男女共同参画社会・女性活躍の推進

(2) 子どもの健全育成

①家庭・地域教育の充実

②学校教育・ふるさと教育の推進

③青少年の健全育成



《 現状と課題、基本的方向 》

人生観、結婚観などの価値観の多様化、男女の出会いの場の少なさ、結婚生活を営む上での収入や出産・育児・子どもへの教育の希望や不安などから晩婚化・非婚化が進み、本市においても男性・女性とも生涯未婚率が上昇傾向にあり、近隣市町と比べても高い状況にあります。

本市は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの県内での合計特殊出生率が1.28と最下位（ベイズ推定値）で、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）までは県内最下位を脱したものの合計特殊出生率は1.27（ベイズ推定前）と県内下位の現状となっています。

また、政府が行った国民希望出生率は、1.80で、一組の夫婦が子どもを産み、現状の

人口を維持できるとされる人口置換率は2.07です。

人口減少社会への対応として、自然動態のうち出生数の増加、社会動態のうち転入転出差数の均衡が挙げられますが、国内での転入転出差の均衡を保っても、人口減少の歯止めはかかりません。合計特殊出生率が上がったとしても、子どもを産む女性の人口が減れば同様です。

また、人口減少に伴い、働き手の不足は深刻化し、女性や高齢者等の雇用が急務となっています。

NPOや民間を含めた結婚支援、誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心豊かで健康やかに成長するよう支援します。また、誰もがそれぞれの役割、仕事に自分らしくいきいきと取り組むことができるよう、男女共同参画社会や女性活躍、生涯活躍を実現するための各種施策を推進します。

社会環境の変化を踏まえ、「市子ども子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価・見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。

① 結婚・子育て支援体制の強化		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
結婚相談件数	305 件	270 件
② 保育の充実		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
保育園民営化園数	0 園	1 園
保育所の待機児童数	0 人	0 人
LINE プッシュ件数	2ヶ月に1回	1ヶ月に2回
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数	5 箇所	5 箇所
ファミリー・サポート・センター事業利用件数	112 件	150 件
③ 男女共同参画社会の推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
女性就職支援事業を通して就職した人数	-	

女性従業者数	5,104 人 (H28)	5,600 人
3歳未満児保育利用率	44.80%	48%

〈具体的施策〉			
1. 結婚・子育て支援体制の強化			
	項目	施策の内容	担当
(1)	結婚相談	●結婚相談所（マリッジサポートセンター）等により、婚活を支援します。また、ぎふ広域結婚相談ネットワークに参加することにより、広域でのマッチングにも対応します。	子育て支援
(2)	婚活サポート	●結婚支援セミナーなど婚活イベント等を実施し、婚活を支援します。	子育て支援
(3)	伊自良湖整備（足漕ボート）後の運営	●足漕ボートの運営など、伊自良湖の恋人の聖地としての環境を生かした運営を行います。	まちづくり・企業支援課
(4)	伊自良湖「恋人の聖地」	●NPO 法人地域活性化支援センターが展開する恋人の聖地プロジェクトに参加、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポット（恋人の聖地）として伊自良湖を認定され、結婚の促進と伊自良湖の観光スポットの運営を行います。	まちづくり・企業支援課
(5)	子育て世代の自助強化	●子育て中の親を対象に自助グループを組織し、自助グループの活動を促すため、地域での子育てサークルなどの活動を促進し、学習や情報交換の機会の拡充に努めます。	子育て支援課
(6)	子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築	●子育てに関する多様なニーズに見合う支援活動を展開するために、支援方法の協議及び関係機関との連絡調整を図ります。	子育て支援課
(7)	子育て支援環境整備	●子育てに役立つ講座、教室の開催、育児相談、ファミリー・サポート・センターでの子どもの一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	子育て支援課
(8)	子育てホームページの構築 （子育て支援センター）	●妊娠・出産・子育てに関するサービス等の情報を、専用のホームページを立ち上げて発信し、安心して子育てをすることのできる環境を整備します。	子育て支援課

(9)	不妊治療への支援	●子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず不妊に悩み、不妊治療を受ける人を対象として、経済的負担の軽減の観点から、治療費について支援を行います。	子育て支援課
(10)	新生児出産時における支援	●次代を担う子の出産を奨励し、本市の活性化と児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、新生児の出産に対して祝金を支給します。	子育て支援課
(11)	出産に係る病院機能の拡充	●市内に産婦人科が無いことから、市外の産婦人科の協力を得ることで、将来に向かって妊産婦の不安を解消していきます。	子育て支援課
(12)	子ども遊び場の拡充	●子ども同士、地域住民との交流を通じて、子どもの健全な育成を図るため、地域住民との協働を図りながら、既存の近隣公園等を交流の場として機能させる施策を検討していきます。	子育て支援課
(13)	子どもの医療費に対する助成	●中学生以下の医療費自己負担分に対して公的助成を行うとともに、高校生等の医療費自己負担分については、山県まちづくり振興券の交付により助成を行います。	子育て支援課
(14)	保育園と幼稚園の（実質）無料化（代替案？）	●若い夫婦世代の経済的な負担を軽減し、本市への移住・定住を促進するため、市内在住の3～5歳児の保育園の保育料を、世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、無料にします。また、同じ年齢の幼児に対する支援の平等性に鑑み、幼稚園にかかる費用も実質的に無料にします。	子育て支援課
(15)	病児・病後児保育事業に対する支援	●保育園などに入園している児童が、病気または病気のピークが過ぎても、集団で保育等ができない自宅療養が必要な間、保育者が安心して就労できるよう、病院や医院に併設した施設で預かるとともに、この事業を担う事業者に対して支援を行います。	子育て支援課

〈具体的施策〉		
2. 保育サービスの充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育のニーズに即した保育所施設や設備の整備を進めるとともに、利用者の動向を見据えながら、計画的な統合を図ります。 ●新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標に民営化等を図ります。 ●延長保育や低年齢児保育など、保育ニーズに対応できる多様な保育サービスを充実します。 ●保育サービスの拡充に合わせて、必要な保育士数の確保を進めるほか、保育士の研修機会を充実します。 ●保育所での子どもの年齢やアレルギーなどの身体状況に配慮した食事の提供に努めるとともに、食を通じた子どもの健全育成を図ります。 	子育て支援課
(2) 放課後児童対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病、介護などにより、昼間家庭での保護指導を受けることができない児童を対象に、授業の終了後や夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ●放課後子ども教室は、全ての児童を対象として放課後の時間を教室などを利用し地域の人の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を図ります。 ●一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。 ●支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実を図ります。 	子育て支援課

〈具体的施策〉			
3. 男女共同参画社会・女性活躍の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	男女共同参画意識の啓発	●男女共同参画の意識啓発について、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて情報を発信し、男女共同教育を推進します。	企画財政課
(2)	男女共同参画の条件整備	●「第2次市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的、計画的に取り組めます。 ●審議会や委員会などへの女性の参画を推進すると同時に、女性の参加しやすい条件整備を図ります。 ●関係機関との連携を図りながら、女性の社会参加や自立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスなどの情報提供の充実を図ります。	企画財政課
(3)	女性の就職支援	●従業員を求める市内企業と就職を望む女性のマッチングを支援します。有給インターンシップ等を行うなど、出産等によりいったん離職した女性等が再就職できるような体制を構築します。	まちづくり・企業支援課 企画財政課
(4)	女性活躍推進（山県市さくらカンパニー認定制度）	●女性活躍推進企業認定制度（山県市さくらカンパニー認定制度）の普及を行い、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進を積極的に行っている企業を認定することで、女性が働きやすい職場づくりを支援するとともに、市内企業に就職する人を増やす。	企画財政課

(2) 子どもの健全育成

① 家庭・地域教育の充実		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
家庭教育学級参加人数	7,892 人	8,000 人
② 学校教育・ふるさと教育の推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
多目的トイレ設置箇所数		
市費学習支援員等の人数 (児童生徒数当たり)	72 人に 1 人	65 人に 1 人
学校給食の地場産物使用割合	30.30%	33.0%
ふるさと教育の推進に関する指標		
教育 I C T 機器の整備 (①大型提示装置)	46%	100%
教育 I C T 機器の整備 (②タブレット型パソコン)	5 人に 1 台	3 人に 1 台 (特別支援学級 は 100%)
特別教室エアコン設置数	53 箇所	60 箇所
③ 青少年の健全育成		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
少年の主張大会来場者数	150 人	200 人
青少年育成推進大会来場者数	170 人	200 人

〈具体的施策〉		
1. 家庭・地域教育の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児学級などにおける指導体制の充実を図るとともに、保育園子育て支援課学級を拡充し、しつけや遊びなどをはじめとした保護者の学習機会の提供に努めます。 ●小中学校の家庭教育学級では、参加できない家庭等でも実践できる在宅取組型の普及に努めます。 ●保護者同士の交流促進を目的とした「子育てサロン型」の普及に努めます。 ●保護者や祖父母などを対象にした家庭教育学級や講座などの充実を図ります。 	子育て支援課
(2) 地域教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●親子で参加できる遊びの機会などを通じて、地域での交流促進を図ります。 ●子育てサポーターなどの育成を図るとともに、子育ての経験者の知恵や経験などを活用した児童福祉の支援に努めます。 ●子育てサークルの育成に努めるとともに、子育て支援に関わる自主的な活動を支援し、保護者の交流の機会を拡充します。 ●放課後子ども教室や学校コラボレーター事業の充実を努めます。 ●一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。 	子育て支援課

〈具体的施策〉		
2. 学校教育・ふるさと教育の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 学習指導方法の工夫改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎学力の向上と自己表現力の育成を図ります。 ●基礎学力を付ける授業と問題解決の力を付ける授業など目的を明確にした授業への改善を図ります。 ●全教職員の授業や活動を参観し、具体的に助言しながら個々の教職員の授業力・生徒指導力等の資質向上に努めます。 ●市内の人事交流を盛んにし、学校の活性化と教職員のキャリアアップを図ります。 	学校教育課
(2) ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然や伝統、市内の各種施設、校区内外の人材を活用するなど「ふるさとに学ぶ提案型体験活動」を一層推進します。 ●ふるさと宿泊体験プログラムの共同開発や充実を図ります。 ●学校の様々な教育活動が効果的かつ安全に実施できるよう地域の方々や保護者、学校評議員等の連携を図り、学校づくりを進めていきます。 ●学校コラボレーター会員による学習支援活動をより一層拡大・充実します。 	学校教育課
(3) 学校間連携事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●テラステーション（全学校共有のサーバー）にアップした「国語科作文等指導資料」を活用して、表現活動や読書活動等の学習活動の充実を図ります。また、絵画や書写の展示会を開催し市民に広く紹介します。 	学校教育課
(4) 教育センター機能の充実と改革	<ul style="list-style-type: none"> ●力のある教師を育てるために教育センターの研修機能を強化し、教育課題への対応力や教職員の資質向上のための研修や教職員のニーズを満たす講座の充実を図ります。 ●授業や学習活動において積極的にICTを活用できるよう備品や教育環境等の整備を充実します。 ●専門の教育相談体制を充実させ、学校や適用指導教室に通学できない児童生徒の対応強化に努めます。 	学校教育課
(5) 学校整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●対症療法的な事後保全から、計画的な予防保全への転換を図り、計画的に施設の改修、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ●学校施設が非常災害時の応急避難場所として、必要な機能が発揮できるよう防災備蓄倉庫などの整備を図ります。 	学校教育課

(6)	学校適正規模化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教育課程の改善や教職員の人事措置を行うとともに、児童の発達段階や地理的条件を考慮しながら、学校統合についての検討を進めます。 	学校教育
(7)	快適な学習環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校環境の改善のため特別教室にエアコンの設置を検討します。 ●未整備の小学校トイレの洋式化を進めます。 ●障がい者に優しい施設環境の整備を進めます。 	学校教育課
(8)	読書活動の充実と情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●全小中学校に読書指導員を配置し、学習・情報センター機能を充実し、地域住民やPTAも活用できるよう環境整備を推進します。 ●最新の視聴覚教材や教育機器を計画的に整備し、授業でのICT活用を推進します。 	学校教育課
(9)	学校保健の充実と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●歯と口腔の健康づくりを更に推進し、12歳児のDMFT指数全国トップをめざします。 ●山県ふるさと食材を活かす献立を工夫し、地産地消を一層推進します。 ●全ての学校に単独調理場と専用ランチルームを併設している学校給食の提供方式を継続し、より安全で安心な調理場の整備に努めます。 	学校教育課
(10)	学校サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校規模や実情に応じて学習支援員や特別教育サポーター、教育サポーターを配置して、児童生徒の学業等を支援します。 ●不登校児童生徒の出現率減少をめざし、より効果的に教育相談員及び生活相談員を配置します。 	学校教育課
(11)	緊急事態への態勢強化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の安全な登下校のため、「あんしんネット」登録率の向上に努めます。 ●幼保・小中学校・高校との連携を一層深め情報交換や課題等の研修を充実させます。 ●いじめの実情に応じて具体的な取組や対応、評価について検討する委員会の体制整備や保護者と関係機関との連携強化を図ります。 	学校教育課

〈具体的施策〉			
3. 青少年の健全育成			
	項目	施策の内容	担当
(1)	青少年健全育成推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭・学校・地域が連携を図り、青少年健全育成のための推進体制や活動方針の確立に努めます。 ●青少年育成市民会議の活動を充実するとともに、子ども会やスポーツ少年団などとの連携を強化します。 	生涯学習課
(2)	青少年組織の育成と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会やスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取組を支援します。 ●青少年健全育成を支援する組織や団体に対する支援を行います。 	生涯学習課
(3)	青少年の健全育成環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館や学校施設などを活用しながら、青少年が安全で主体的に活動できる居場所の確保に努めます。 ●青少年に対して自然体験などの活動や様々な交流の機会を提供し、適切な判断力を身に付ける契機づくりに努めます。 ●学校、地域での講演会などを通じて、青少年が適切にインターネットを利用できるよう情報モラルの向上に努めます。 	生涯学習課

【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 2 移住・定住支援と多世代共生

(1) 移住・定住の促進と多世代共生

①若者・新婚世帯の移住・定住

② 東京圏等への転出抑制

③多世代同居・近居の推奨



《 現状と課題、基本的方向 》

2006年（平成18年）以降、一貫して転出数が転入数を上回る社会減となっており、2010年（平成22年）→2015年（平成27年）にかけての年齢別転入転出差をみると、20～24歳→25～29歳の階級と、25～29歳→30～34歳の階級の転入転出差が急拡大しており、本市の人口減少が進行した一因と考えられます。

移動理由は、「職業上」「結婚等」によるものがほとんどで、岐阜市や関市などの近隣市や、県外では愛知県が多くを占めています。

世帯の推移をみると、一般世帯数は単独世帯や核家族世帯が依然増加傾向にあり、2015年の一世帯あたり人数は2.74と世帯規模の小規模化が一層進んでいます。

三世代以上の世帯は、2000年（平成12年）に2,178世帯だったものが、2015年（平成27年）には1,211世帯と約44%減少しています。

ただし、2006年から2010年までの年平均転入転出差は▲167人、2011年から2015年は▲205人に対し、2016年から2018年までは▲110人とおおよそ半減しています。これは、2015年（平成27年）から本市においても人口減少の抑制のため地方創生交付金を受け、各種事業を取り組み始めたことが功を奏したと考えられます。

人口減少抑制への対応として、出生者数の増加や合計特殊出生率の上昇を達成するには中長期的な目標となるのに対して、社会動態の転入転出差数の均衡は、比較的短期の目標として掲げることができます。

近隣市町への転出理由は、職業上や結婚等によるものが多いため、職業は引き続き市外だとしても、市外へ転出しなくても市内で住み続けるための施策の構築が重要です。

また、三世代同居・近居は、住宅や出産・育児や子どもの教育、親の介護、空き家問題など、核家族では公的サービスを受けざるを得ない課題や悩み、不安の解消の大きな一助となることから、その推奨を行います。

① 若者・新婚世帯の移住・定住 ②東京圏等への転出抑制 ③多世代同居・近居の推奨		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
移住・定住希望者の田舎暮らし体験者数	72 人	80 人
空き家の賃貸・売買契約数	10 件	22 件
空家バンクへの登録件数	19 件	42 件
木造住宅耐震補強工事実施件数 (累計)	25 件	41 件
新婚世帯の移住・定住に関する指標 (新規)		
多世代同居・近居に関する指標 (新規)		
東京圏等への転出超過に関する指標 (新規)	0	3 人

〈施策の展開〉			
1. 若者・新婚世帯の移住・定住 2. 東京圏等への転出抑制 3. 多世代同居・近居の推奨			
	項目	施策の内容	担当
(1)	移住・定住促進空家バンク情報発信	●市内に多く存在する利活用できる空家と生活に必要な情報及び市の移住者支援・子育て支援・就職支援等の情報を掲載し、移住希望者へ魅力を発信することにより、空家対策と移住・定住促進を図ります。	まちづくり・企業支援課
(2)	お試し移住	●市内の空家を活用し、手軽に田舎暮らしが体験できる滞在型お試し移住制度を実施・確立を目指します。	まちづくり・企業支援課
(3)	山縣市空家(空き店舗)トライアージ事業	●市内約1,500軒の空家に対し、建設コンサルタント等の知見を活用してトライアージを実施し、データベース化・統合型GISへのプロット化等を行います。また、産学官連携による市内空家需要の動向分析を実施し、ニーズに対応した空家の改装、供給を推進します。	まちづくり・企業支援課
(4)	産学官連携空家デザイン	●岐阜女子大学等地元大学とのコラボレーションにより、借り手、買い手需要にマッチしたデザインへの空家リノベーションを推進します。	まちづくり・企業支援課
(5)	移住・定住の奨励・促進【H28.6一部追加】	●東海環状自動車道西回りルートの特設開通や人口減少社会を見据え、県及び近隣市町村との連携を強化していくとともに、若者世代の移住・定住の促進を図るための空家の有効活用を検討していくことを通して、本市への移住・定住の促進を図ります。また、移住希望者を対象に市内見学会を実施するとともに、移住の際の就職支援等に努めます。	まちづくり・企業支援課
(6)	空家等対策(利活用)計画の策定【H28.6追加】	●効果的で計画的に空家・空き店舗の利活用をはかるために連絡協議会を立ち上げ、計画を策定します。	まちづくり・企業支援課

(7)	居住アメニティの向上 【H28.6 追加】	●移住希望者の「田舎暮らしの希望を叶える」ために市民農園の整備を推進する等、安全・安心な暮らし、住宅地域アメニティの向上、山里を生かした暮らしの提供基盤について検討していきます。	まちづくり・企業支援課
(8)	空家活用・観光振興団体の設立 【H29.6 追加】	●空家に関する情報収集、整理、相談窓口の開設や、観光情報の収集、整理、紹介など空家活用及び観光振興の中心的な役割を担う団体を設立し、多様なニーズに一元的に対応できる態勢を整え、空家の利活用の推進及び交流人口の増加に努めます。	まちづくり・企業支援課
(9)	近隣市町等の転出超過抑制（新規）	●近隣市町へ転出超過を抑制するため、引き続き市内居住をするために必要な行政サービス、引き留め推奨施策を行う。	
(10)	多世代同居・近居支援（新規）	●子育て負担の軽減、自然環境の良さ、介護等多世代同居等によるメリットをアピールするための周知、推奨支援策を推進します。	まちづくり・企業支援課
(11)	東京圏からの移住	●東京 23 区に在住又は通勤者で、マッチング支援事業の登録企業に就業、又は起業支援事業により起業し、本市に移住した人に対し、移住支援金を交付します。	まちづくり・企業支援課
(12)	移住定住の促進	●東海環状自動車道西回りルート（令和 6 年度目標）の全線開通や人口減少社会を見据え、県及び他市町村との連携を強化し、本市への移住・定住の促進を図ります。 ●若者世代の移住・定住の促進を図る方策として、空き家の有効活用を検討します。また、移住希望者からの相談体制を整えます。	まちづくり・企業支援課 企画財政課 美山支所
(13)	新婚世帯の移住促進		

【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 3 生き生きと暮らすための環境整備

(1) 生き生きと暮らすための環境整備

- ① 人権・同和施策の推進
- ② 健康づくりの推進
- ③ 保健事業の充実
- ④ 地域医療の推進
- ⑤ 生きがい対策の充実
- ⑥ 高齢者福祉の充実
- ⑦ 障がい者福祉の充実
- ⑧ 地域福祉の推進
- ⑨ ひとり親家庭福祉の充実
- ⑩ 社会保障の充実
- ⑪ 生涯学習の環境整備
- ⑫ 主体的な学習活動の支援
- ⑬ 生涯スポーツの推進
- ⑭ 芸術・文化の振興
- ⑮ 文化財と伝統芸能の継承



《 現状と課題、基本的方向》

誰もが生き生きと自分らしく暮らし続けるため、人権・同和施策の推進、健康増進、生きがい・高齢者福祉、障がい者福祉、介護等の充実、生涯学習の推進、文化・芸術の継承・振興は、絶え間なく求められるものです。

近年、児童虐待や高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などはまさに命に関わる問題です。

食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。また、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。

高齢化社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等の生活の場の確保が必要となっています。

社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。講座やサークルの参加者は年々高年齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況もみられています。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後も、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備などが必要です。

本市では、図書館を中心に、「歴史民俗資料館」「美術館」「花咲きホール」「古田紹欽記念館」を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

「花咲きホール」では、乳幼児から優れた芸術文化に触れる機会を提供する「0歳からのコンサート」や市民参加のコンサートを開催しているほか、学校や保育園などを対象にしたアウトリーチ事業を積極的に展開しています。

「古田紹欽記念館」では、日本文化や地域文化の紹介や情報発信をはじめ市民茶会を実施するなど、それぞれの施設の特長を活かしながら一体的な活用を図っています。

図書館では、蔵書検索や貸出予約などをインターネットで行えるようにする図書Web公開システムを整備するなど、利用者サービスの充実に努めてきました。更に、子どもの読書活動の推進に関する法律のもと、図書館を中心に学校、家庭、地域が連携した子どもの読書推進に一層努めていく必要があります

① 人権・同和施策の推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
社会人権教育講演会	180人	250人
② 健康づくりの推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
健康づくりに対する意識改善		
健康度 (内臓脂肪、中性脂肪等の数値変化)		
地域活動に参加する人の割合 (アンケート：健康に関する意識調査) (新規)	60.9% (2019年度)	67.00%
普段自分で健康だと思う人の割合	80.7% (H26)	85.0%
⑤ 生きがい対策の充実		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
単位老人クラブ会員加入率 (変更)	21.90%	22.80%
シルバー人材センター会員数	409人	500人
山県市シルバー人材センター派遣延べ人数	14,197人	17,000人
⑥ 高齢者福祉の充実		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値

数値目標（後期基本計画）	（H30）	（R5）
元気な高齢者比率	73.60%	75.0%
見守りボランティア登録人数	17人	35人
認知症サポーター延人数	1,757人	1,800人
セーフティネットワーク機能の充実	469件	1,000件
⑪ 生涯学習の環境整備		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
公民館利用者	98,526人	100,000人
⑬ 生涯スポーツの推進		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
社会体育施設利用者数	218,729人	230,000人
⑭ 芸術・文化の振興		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
図書館貸出冊数	113,366冊	150,000冊
① 障がい者福祉の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
施設入所者の地域生活への移行	後日設定	後日設定
福祉施設から一般就労への移行	後日設定	後日設定
② 地域福祉の推進		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
ふくしまづくり推進員	後日設定	後日設定
③ ひとり親家庭福祉の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
母子寡婦福祉会の会員数	後日設定	後日設定
④ 社会保障の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
国民健康保険税の年間収納率	後日設定	後日設定

国民年金保険料の年間収納率	後日設定	後日設定
後期高齢者医療保険料の年間収納率	後日設定	後日設定
リーダーバンク登録者数	後日設定	後日設定
⑤ 主体的な学習活動の支援		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
公民館講座数	後日設定	後日設定
サークル数	後日設定	後日設定
⑥ 生涯スポーツの推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
ウォーキングイベント参加者数	後日設定	後日設定
ラジオ体操会参加者数	後日設定	後日設定
社会体育施設利用者数	後日設定	後日設定
⑦ 芸術・文化の振興		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
図書館貸出冊数	後日設定	後日設定
花咲きホール稼働率	後日設定	後日設定
古田紹欽記念館 来館者数	5,324 人	6,300 人
⑧ 文化財と伝統芸能の継承		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
市重要無形民俗文化財舞台公演会来場者数	後日設定	後日設定
歴史関係出前講座実施回数	後日設定	後日設定

〈具体的施策〉		
1. 人権・同和施策の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 人権尊重に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人権についての講演会や、花咲きホールイベント開催時に合わせた人権啓発の開催など、地域に密着した人権啓発活動を行い、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めます。 ●「障害者の権利に関する条約」に基づき、関係機関との連携を図り、障がい者への合理的配慮の提供に努めます。 ●教育関係者を対象に人権同和問題に関する研修会を実施します。 ●市内各小中学校（12校）において、人権教育全体計画を策定して取組を進めるとともに、学校・家庭・地域等連携した啓発活動等に努めます。 ●隣保館での習字教室を実施し、地域住民等との交流促進を図り、人権同和教育を進める。 	生涯学習課 学校教育課 福祉課
(2) 権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員などとの連携により、学校教育や社会教育、隣保館活動などを通じて、同和問題の解消・人権問題に関する啓発活動を進めるほか、相談事業や関係機関との情報交換を通じて、差別事情の把握と解消を図ります。 	生涯学習課 学校教育課 福祉課
(3) DVや虐待の防止及び被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待などについては、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法の各法律に基づき、関係機関との連携を図り、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。 	子育て支援課 学校教育課 福祉課

〈具体的施策〉		
2. 健康づくりの推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 健康づくりの啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関及び団体との連携を図りながら、健康についての講座やイベントなどを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ● 市民主体の活動団体を支援し、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。 	健康介護課
(2) 心と体の健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民主体の健康づくりを推進するため、市民や専門家、関係機関、行政との協働により、「健康山県 21 計画」を推進します。 ● 関係機関及び団体との連携を強化し、ストレス要因の軽減や困りごと、悩みごとの早期相談を勧め、メンタルヘルスケアや自殺予防についての普及・啓発を推進します。 ● 心と体の健康づくりとして、社会との関係をつなぎ地域活動に参加することでフレイル予防を推進します。 	健康介護課
(3) 食育の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や関係団体の食育への関心と理解を深め、誰もが健康で豊かな生活をおくることができるよう、正しい食の知識の普及や共食^{きょうしょく}の推進、農林漁業体験等をはじめとする食育の実践について総合的に推進します。 	健康介護課 子育て支援課
(4) スマート・ダイエット	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の研究により開発された減量プログラムを活用した運動、食事等により、メタボリックシンドロームの改善を支援します。（廃止） 	健康介護課
(5) 軽運動「プラス 10」(廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段の生活に 10 分プラスした身体活動の実施に加え、健診の受診や地域活動への参加をポイント化し、達成者に抽選で記念品を贈呈します。（廃止） 	健康介護課

〈具体的施策〉		
3. 保健事業の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して妊娠、出産や育児が行えるよう、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の内容の充実に努めるほか、健診結果や受診状況などに応じた事後指導や訪問指導、産後ケア体制の強化を図ります。 ●乳幼児相談や発達相談、その他各種教室の充実に努めるとともに、子育て中の保護者に対して、これらの機会を活用したきめの細かい指導に努めます。 ●各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。 	子育て支援課
(2) 歯科保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「はみがきけんしん」などによる乳幼児のむし歯予防対策や年中児から中学生までのフッ化物洗口を継続し、小中学校におけるブラッシング指導は、歯肉炎予防対策の健康教育の強化を図ります。 ●成人に対する歯周病予防のための検診・相談・指導の充実に向け、歯科医師会等と連携して実施するほか、高齢者には、口腔機能低下予防を目的に、健診やフレイル（虚弱）予防のための教室や訪問活動に努めます。 ●生涯を通じて自分の歯を持ち、健康で豊かな生活を営むことができるよう、8020運動の普及活動に努めます。 	健康介護課 子育て支援課
(3) 成人・老人保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査やがん検診などの内容の充実に努めるほか、健康教育や訪問指導などを進め、対象者の健康状態や生活状況に応じた個別指導を充実します。 ●様々な機会を活用し、健康診査やがん検診の周知と受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。 ●生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、食生活や運動など生活習慣の改善ができるよう、健康に関する知識の普及と市民一人ひとりの主体的な取組を支える健康づくりを推進していきます。 	健康介護課
(4) 感染症予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種や結核検診の充実に努めると同時に、受診に向けた普及・啓発を進めます。また、未接種者や未受診者への受診勧奨により接種率・受診率の向上に努めます。 ●関係機関との連携を図りながら、H I Vや新型インフルエンザなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めるとともに、県、医師会等と連携して危機管理体制の整備を図ります。 	健康介護課 子育て支援課
(5) 保健指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●指導内容に応じて必要な専門スタッフを確保するほか、専門職員の研修機会を拡充します。 ●保健・医療・福祉・教育の連携を推進し、保健指導体制の強化を図ります。 ●地域で保健活動を実施するための場の確保に努めます。 	健康介護課 子育て支援課

〈具体的施策〉		
4. 地域医療の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 地域医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 山県医師会や山縣市歯科医師会などとの連携を強化し、総合的な地域医療体制の充実を図ります。 ● 山県医師会や山縣市歯科医師会の協力を得ながら、病診連携などの医療機関相互の連携を促進します。 ● 市内の中核病院である岐北厚生病院が行う地域の特性に応じた地域医療確保対策に対し支援を進めます。 ● 保健・福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化します。 	健康介護課 子育て支援課
(2) 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日・夜間及び小児救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。 ● 救急の高度化を推進するとともに、医療機関との連携を強化し、救急医療の充実を図ります。 	健康介護課 子育て支援課
(3) 災害医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、山県医師会、岐北厚生病院等の関係機関との連携により、迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時から連携の強化に努めます。 	健康介護課 子育て支援課

〈具体的施策〉		
5. 生きがい対策の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 高齢者組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、老人クラブ活動の活性化を促進します。また、老人クラブ活動の加入率の増加に向けた支援を行います。 ●生涯学習関係団体との連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動など的高齢者の自主的なサークル活動を支援します。 ●高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業などの各種支援策において、担い手としてやりがいをもって活躍することができるよう、生活支援コーディネーターと連携を取り、ボランティアの支援や育成に努めます。 	福祉課 健康介護課
(2) 参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。 ●高齢者の豊富な知識・経験などを活かすとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を確保するため、老人クラブ会員が中心となった、地域での異世代交流を推進します。 ●高齢者の様々な活動への参加を促進するため、多様化するニーズに対応した情報提供に努めます。 	福祉課

〈具体的施策〉		
6. 高齢者福祉の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 高齢社会に対応した仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市高齢者福祉計画」の円滑な推進に努め、適切な評価・見直しを行います。 ● 高齢者の健康づくり、介護予防などの学習の機会、広報活動を充実させ意識啓発を強化します。 ● 地域での見守り活動や声かけ運動など支え合いの仕組みをつくりまします。 ● 老人福祉センターが高齢者の健康増進、教育の向上、レクリエーションなどの活動拠点となるよう、サービス内容の充実を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえ必要な改善・整備を行います。 	福祉課 健康介護課
(2) 介護予防・認知症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が在宅生活を継続できるよう、社会福祉協議会などとの連携を強め、生活支援サービスの充実や、地域での高齢者とじこもり予防事業、安心して生活していくための安否確認、定期的な状況確認のための訪問を実施します。 ● 認知症高齢者の早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援ができる体制づくりを進めます。 ● 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、社会福祉協議会などとの連携を強化しながら、外出支援サービスなどの生活支援サービスを推進します。 	福祉課 健康介護課
(3) 介護サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービスの適切な利用促進と介護保険施設などへの入所の適正化を図るとともに、地域密着型サービスについても推進します。 ● 「市高齢者福祉計画」に基づき、介護保険サービスの適切な利用を促進し、身体機能の維持や重度化防止に努めます。 ● 介護サービス事業者への適切な指導を行い、サービスの質の向上と利用者の尊厳保持に努めます。 	健康介護課
(4) 地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域支援事業では、包括支援事業として介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを実施します。 ● 地域包括支援センターが中心となり、医療・福祉・介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ● 地域ケア会議の効果的な実施に努め、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。 	健康介護課

〈具体的施策〉		
7. 障がい者福祉の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 障害者総合支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市障害者自立支援推進協議会などにより、障がい者（児）に対するサービス提供及び相談支援のネットワーク化や権利擁護体制の整備・推進に努めます。 ●障がい者のニーズや実態に即した障がい者施策の推進や障がい者計画の円滑な推進に努め、適切な評価と見直しを行います。 	福祉課
(2) 障がい者の就労支援と社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用推進法に基づき、関係機関との連携を強化しながら地域での自立・雇用を促進し、障がい者の社会参加・地域移行の支援に努めます。 ●文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、知的障がい者や精神障がい者などが参加しやすい環境づくりに努めます。 	福祉課
(3) 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などと共に障がい者への相談体制の充実を図ります。 ●身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。 ●障がい者の雇用促進や就労支援の体制づくりに取り組みます。また、知的障がい・精神障がいのある人などの特性に応じた支援に努めます。 ●身近な地域で早期に子どもの発達や成長面の相談に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な指導と援助ができるよう、ピッコロ療育センターを拠点に、療育機能の充実を図ります。 	福祉課
(4) 施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な調整を図りながら、民間による生活介護や就労支援、グループホームなどの障がい者施設整備の働きかけを行います。 	福祉課

〈具体的施策〉		
8. 地域福祉の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 地域福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動など地域福祉のまちづくりを通じて、ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。 ● 社会福祉協議会と協働して民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員などの活動を促進し、地域での支え合い意識の醸成に努めます。 ● 「第3次市地域福祉推進計画」に基づいた地域福祉活動を支援し、福祉風土の醸成を図ります。 ● 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。 	福祉課
(2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育の普及促進やボランティア活動への参加促進、新しい担い手の確保に努めるとともに、ボランティア育成のための研修会や講座を開催します。 ● ボランティアの組織化、ボランティア活動の助言・相談、調整、指導者の育成などを支援します。 ● 市民やボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉事業者との連携を強化します。 ● 学校や福祉施設などと連携して子どもたちの福祉の学びを支援する取組など福祉教育活動の展開を支援します。 ● 福祉まちづくりフォーラムの開催などにより、ボランティア活動についての情報提供、情報交流、活動当事者同士の交流など、地域福祉活動の啓発に努めます。 	福祉課 子育て支援課 学校教育課
(3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者同士の支え合い、助け合い活動を展開する老人クラブ、身体障がい者福祉協会、精神障がい者のデイケア、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、次世代育成支援親グループワーク、遺族会などを支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、当事者活動の組織化を支援します。 ● 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域活動支援センターなどのピアカウンセリング活動を支援します。 ● 遺族会等への補助金の交付を行います。 	福祉課 子育て支援課
(4) 適切なサービスの供給、調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健、医療、福祉、教育など、各種機関との連携を図り、情報の共有や適切なサービス提供に努めます。 ● ケアマネジメント体制を強化し、福祉サービス利用者に対する総合的な支援体制づくりに努めます。 ● サービス利用に結びついていない要援護者の把握や効果的な利用促進に向けた啓発を強化します。 ● 成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援等の各種支援を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。 	健康介護課

〈具体的施策〉		
9. ひとり親家庭福祉の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の交流機会や、各種情報の提供等の活動に対し、補助金を交付します。 ●民生委員・児童委員や自治会などと連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努め、児童が育成される家庭の生活の安定と親の自立支援の促進に向けた適切な支援に努めます。 ●民生委員・児童委員や母子自立支援員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。 	子育て支援課 福祉課
(2) 生活の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭における親の主体的な能力開発への支援として、養成講座の受講料や養成機関での修業に対する給付金を支給します。 ●母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。 ●児童扶養手当や母子家庭自立支援補助金、福祉資金貸付などの制度の有効活用を促進し、経済的な負担の軽減を図ります。 	子育て支援課

〈具体的施策〉		
10. 社会保障の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 介護保険制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料について広報・啓発活動を行い、介護保険財政の健全な運営に努めます。 ●介護保険制度やサービスについて情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談や苦情への適切な対応に努めます。 	健康介護課
(2) 国民健康保険制度などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「国民健康保険法」及び「市国民健康保険条例」に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行います。 ●「市国民健康保険税条例」に基づき徴収した保険税や県支出金等を財源として、都道府県単位化等の広域化も視野に入れ、適正に国民健康保険事業を運営します。 ●国民健康保険制度についての情報提供や啓発活動により納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。 	市民環境課
(3) 後期高齢者医療制度などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市の75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある人を対象に、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な医療の確保を図るために医療費の適正化を推進し、保険者による健康診査等の実施に関する措置を講じます。また、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。 ●保険料納付の啓発活動・窓口での口座振替の促進及び納付相談などを行い、保険料の納付意識の向上に努めます。 	市民環境課
(4) 国民年金制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象に日本年金機構岐阜北年金事務所からの事務委託により、国民年金の加入や納付免除等の各種申請の受付及び相談、指導、啓発活動等を実施します。 ●住民異動・国民健康保険加入時に、必ず国民年金加入の説明を実施する等、関連窓口での相談・指導などに努めます。 	市民環境課
(5) 低所得者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法や生活困窮者自立支援法等に基づき、生活困窮者の最低限度の生活を営むための生活保障を行うとともに、自立に向けて就労支援等を実施します。 ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。 ●生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。 	福祉課

〈具体的施策〉		
11. 生涯学習の環境整備		
項目	施策の内容	担当
(1) 生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習指導者の育成・確保を進めるとともに、各々の知識経験などを活かし、多くの人材がボランティアとして、主体的にあらゆる行事や大会等の運営支援に参加し、活躍できる機会の拡充に努めます。 ●教育機関や関係団体との連携を強化し、市民が生涯学習の成果を活用できる場や機会の拡充に努めます。 	生涯学習課
(2) 学習施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館の位置づけや機能の検討を進めるとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・設備の充実に努めます。 	生涯学習課

〈具体的施策〉			
12. 主体的な学習活動の支援			
	項目	施策の内容	担当
(1)	サークル活動等への支援	●講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。また、今後も3年間の講座終了時には、サークルとして長く活動ができるよう支援します。	生涯学習課
(2)	学習機会の拡充	●市民ニーズを踏まえ、講座・教室の見直しや内容の充実に努めます。利用者からの要望に応え、毎年新しい講座を計画し、ニーズを大切にしながら、趣味趣向だけでなく生活に密着した講座・教室をコーディネートし、学習内容の充実を図ります。	生涯学習課

〈具体的施策〉		
13. 生涯スポーツの推進		
項目	施策の内容	担当
(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の健康増進や施設の利用促進及び有効利用をめざし、競技用施設を除き使用料の無料化を継続します。 ●総合運動場をはじめ、市内の体育施設の効率的な管理・運営に努め、有効活用を促進します。 ●利用者ニーズなどを踏まえ、総合運動場等の体育施設の充実を図ります。 ●スポーツ・レクリエーションの指導者やリーダーの確保に努めます。 	生涯学習課
(2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●社会体育施設に指定管理者制度を導入し、サービス向上に努めます。 ●「総合型地域スポーツクラブ補助金」によりスポーツ教室等を開催し、内容の充実を図ります。 ●体育協会などの関係機関と連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できるスポーツ企画の充実を図るとともにウォーキングイベント、ラジオ体操会やスポーツ吹矢教室などの開催により、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ●自然環境を活かし、レクリエーションの場や機会の確保を進めるとともに、サイクリング・ウォーキングロードの活用促進に努めます。 	生涯学習課

〈具体的施策〉

14. 芸術・文化の振興

項目	施策の内容	担当
(1) 図書館利用の促進	<ul style="list-style-type: none">●図書館ホームページや図書館情報システムの活用により、図書館利用者の自発的な学習活動の促進に努めます。●図書館を中心に、学校、家庭、地域が連携し、子どもの読書推進に努めます。●魅力ある図書館をめざし、幅広い分野の図書資料の収集に努め、蔵書の充実を図ります。●読み聞かせボランティア等による絵本等の読み聞かせを推進するとともに、親子等を対象とした物作り講座など楽しいイベントを開催し、図書館利用を促進します。	生涯学習課
(2) 文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none">●市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の機能の維持・充実に努め、市民に親しまれ、利用しやすい文化施設の運営を図ります。	生涯学習課
(3) 芸術・文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●文化の里花咲きホール、古田紹欽記念館において、市民の文化芸術の鑑賞機会や参加による文化創造の機会を拡充します。●利用促進を図るための文化情報の発信機能を強化します。●歴史民俗資料館を核として、民俗資料の収集整理及び公開、活用を図ります。●美術館の活用を促進するため、企画展や市民作品展等を実施し、周知のための広報を推進します	生涯学習課

〈具体的施策〉		
15. 文化財と伝統芸能の継承		
項目	施策の内容	担当
(1) 文化遺産の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データ（図面、歴史資料、聞き取り調査記録、写真、映像記録等）を整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護に努めます。 ●国・県・市指定有形文化財の修理・修繕の必要が生じた際には補助金を交付し、文化財の保存と活用を図ります。 	生涯学習課
(2) 文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。 ●文化遺産の調査成果の公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。 ●市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。 	生涯学習課

【基本目標】 いきいきと安心して働けるしごとづくり

《基本的方向》 地域産業の活性化と企業支援

(1) 地域産業の活性化

① 農林畜産業を支える人の育成・確保

② 林業を支える人の育成・確保

③ 商業の活性化

④ 工業の活性化

(2) 企業誘致・支援

① 企業誘致の推進

② 雇用・労働対策の強化



《 現状と課題、基本的方向 》

農業については、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。このため、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化等に対応し、農業経営の省力化を促進し、農産物や加工品の高付加価値化及び6次産業化と販売拡大をしていくことが課題です。

林業については、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、山離れや施業放棄が問題になっていることから、施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

地域経済を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化し、特に商業については、大規模店舗の立地など周辺環境の

変化や市民の消費行動の多様化、事業継承者などの影響・課題を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

工業のうち特に建設業は、公共事業の縮小、人口減少による内需縮小、働き手不足等から厳しい局面が続き、本市の主要産業である製造業もほぼ全てが中小企業であることから、国内の経済動向に左右されやすい構造に変わりはありません。

東海環状自動車道山県 I . C の開設により本市の企業立地環境が向上し、加えて市では企業立地促進制度により奨励金を補助するほか、企業誘致は、東京圏に一極集中を解消に向け、本社機能を持つ企業部門の地方移転を国を挙げて進めています。

人口減少による労働者人口の減少により、人手不足や業種によっては雇用のミスマッチなど雇用情勢は依然厳しいものがあります。

出産後就職を希望する女性や、生涯活躍の視点や定年延長から高齢者、誰もが活躍できる社会をめざした障がい者等の雇用、長時間労働の解消やワーク・ライフ・バランスの推進など、時代に対応した雇用環境が求められています。

市内で働きやすく、働き続けることができるよう、女性活躍の推進や誰もが活躍できる市内企業の魅力発信をするとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場づくりの環境支援、事業継承などの支援により、市内事業所数の維持、働く場所の魅力向上を支援します。また、東海環状自動車道開通を契機とした企業の立地環境の向上を図ります。

(1) 地域産業の活性化

①農畜産業・林業を支える人の育成・確保		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
畜産衛生苦情件数	0 件	0 件
にんにく生産量	21.5 t	19 t
年間木材生産量	10,631m ³	9,400m ³
担い手による農地の利用集積率 (新規)	23.90%	36%
園芸作物、飼料作物の農地利用面積 (新規)	12.5ha	25ha
③ 商工業の活性化		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
新商品の開発品数	26 品	23 品
朝市開催回数及び売上高		
商工会加入率	59.10%	65.0%

参加店舗存続率	85.00%	100%
製造品出荷額等	71,608 百万円	81,700 百万円
工場等設置奨励金（累計）	37 件	33 件

（２）企業誘致・支援

① 企業誘致		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
工場等設置奨励金（累計）	37 件	33 件
山県市さくらカンパニーの認定企業数	2019 年度 10 社	30 社
産業活性化補助金制度の承認企業数	-	400 社

(1) 地域産業の活性化

〈具体的施策〉		
1. 農業・畜産を支える人材の育成・確保		
項目	施策の内容	担当
(1) 農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域などでの農業農地基盤の整備を促進します。また、農業用揚水機、用排水施設の計画的な更新を進め、優良農地の確保に努めます。 ●優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、毎年農地パトロールを実施するなど、農地の無断転用の早期発見と是正・耕作放棄地の解消に努めます。 ●畜産農家への指導を強化し、衛生管理意識の普及を促進するとともに、畜舎の消毒などについての支援を充実します。また、畜産ふん尿の活用方法や管理方法などについての研究を進めます。 	農林畜産課
(2) 農業経営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣による農産物への被害防止対策を実施し、被害の軽減に努めます。 ●大型農業機械の導入支援を行い、経営の効率化に努めます。 ●機械化営農組合の法人化を促進します。 ●高能率機械の導入支援を行うとともに、岐阜地域就農支援協議会等と連携を図りながら、新規就農者の受入体制を整備します。 ●農地の集約化と機械化への取組を推進します。 	農林畜産課
(3) 農産加工などの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●各種イベントなどの機会を活用したPRや販売機会の拡大、インターネットを活用した流通・販売について支援します。 ●クリーン農業などによる安全性の高い農産物生産の拡大を図ります。また、にんにくの産地化に向け、6次産業化手法を取り入れた付加価値商品の加工を推進します。 ●大学や商工会などと連携し、加工品などの開発を支援します。また、商談会や見本市等に出展して市場の評価を受け、加工品の価値の向上に努めます。 	農林畜産課
(4) 特産品開発マーケティング	市産食材を利用した特産品開発のためのマーケティングを行うとともに、販路拡大を図ります。	農林畜産課
(5) 緑の朝市コ	●月1回程度の朝市を開催し、売れる農産物の調査、生産者	農林畜産課

	ンシエルジ ユ事業	を対象とした農業研修を行います。	
(6)	産学官連携 特産品開発	●岐阜協立大学、岐阜女子大学等地元大学と連携し、本市の特産品の新規開拓に向け、市場分析や商品開発の検討を進めていきます。	農林畜産 課
(7)	農業振興事 業	●農振地域変更に関する調査・資料作成・県との協議を行います。	農林畜産 課
(8)	農業・畜産 業の人材育 成・確保	●多様な担い手作りのため機械補助、次世代人材育成を行う。	農林畜産 課

〈具体的施策〉		
2. 林業を支える人材の育成・確保		
項目	施策の内容	担当
(1) 木材産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業経営改善のための国などの融資制度を活用し、経営基盤の強化に向けた取組を支援します。 ● 優良な地元産材の「地産地消」に努め、木材利用や販路拡大を進めます。 ● 炭焼き体験事業などを行い、環境にやさしい資源の活用に努めます。 	農林水産業
(2) 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林組合などが行っている林業を担う後継者や労働者の確保・定着に向けた取組を支援します。 ● 森林組合等の事業量の増大と経営基盤の強化を支援し、組織・機能の活性化を促進します。 	農林水産業

〈具体的施策〉			
3. 商業の活性化			
	項目	施策の内容	担当
(1)	商業活動の促進	●商工会が行う市内の事業者の経営の発達・販路拡大・事業継承などを支援するとともに、岐阜県や金融機関など多様な支援機関と連携を強化します。	まちづくり・企業支援課
(2)	商業団体の育成と共同事業の促進	●国、県などの補助金を活用し、各種組合など商業団体の育成を進めます。 ●年末大売出しなどの共同事業の促進を図ります。	まちづくり・企業支援課
(3)	商工会補助（シール貼付） 〔零細小売店等活性化事業〕	商工会加盟店で、一定額以上を消費した場合に特典がつくスタンプラリーを実施し、小売店等の存続と活性化を図ります。	まちづくり・企業支援課
(2)	中小事業者の支援	●市独自の中小企業支援補助制度を創設し、生産性の向上、販路の開拓、人材確保、創業、事業の持続化等に積極的に取り組む事業者を支援し、商工業の活性化を図ります。	まちづくり・企業支援課
(3)	賑わいの創出	●バスターミナルを中心に商業系の立地を促進し、周辺地域の賑わいの創出と地域の活性化を図ります。	まちづくり・企業支援課

〈具体的施策〉			
4. 工業の活性化			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	立地環境の向上	●東海環状自動車道の全線開通と山県 IC の完成を契機とした企業用地の候補地選定や遊休地情報の把握に努めます。	まちづくり・企業支援課
(2)	既存工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業向けの各種補助・支援制度について、商工会を通じて、また市役所からも情報提供に努めます。 ●山県まちづくり振興券の交付などにより、地域の活性化や市内商工業の振興に努めます。 ●「市企業立地促進条例」に基づく工場等設置奨励金や雇用促進奨励金などにより、産業振興の促進や雇用機会の増大、市民所得の向上を図ります。 ●融資制度の効果的な運用を図り、既存企業の育成に努めます。 	まちづくり・企業支援課 企画財政課
(3)	中小事業者の支援〔再掲〕	●市独自の中小企業支援補助制度を創設し、生産性の向上、販路の開拓、人材確保、創業、事業の持続化等に積極的に取り組む事業者を支援し、商工業の活性化を図ります。	まちづくり・企業支援課

(2) 企業誘致・支援

〈具体的施策〉		
1. 企業誘致の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 誘致基盤の強化	●企業誘致を促進するとともに、周辺環境の整備を進めます。	まちづくり・企業支援課
(2) 誘致活動の促進	●企業ニーズに対応した企業立地助成制度を継続し、優良企業の誘致活動を推進します。 ●東海環状自動車道などの整備動向を見据えながら、産業振興を目的とした大企業、特に工場の誘致に努めます。	まちづくり・企業支援課
(3) 地域活性化補助金	●中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく事業	まちづくり・企業支援課

〈具体的施策〉			
2. 雇用・労働対策の強化			
	項目	施策の内容	担当
(1)	雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●企業誘致や雇用情報の提供を引き続き行います。 ●商工会を通じて、多くの人が各種技能や資格を取得できるよう、事業主へ働きかけを引き続き行います。 	まちづくり・企業支援課
(2)	労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者を対象に、商工会や市の広報紙などを利用して、育児休暇や介護休暇、看護休暇、男女雇用機会均等法などの周知を図ります。 ●事業者を対象に、国や県などが作成したパンフレットや広報紙などを利用して、労働災害防止対策の徹底、就業中の事故発生未然防止の周知に努めます。 ●勤労者の健康管理についての相談・指導を進めるほか、勤労者福祉に関する情報提供の充実に努めます。 	まちづくり・企業支援課
(3)	山県市さくらカンパニー認定制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所のあるワーク・ライフ・バランスの推進や女性が活躍できる労働環境を整備している企業・事業所を認定するとともに、その取組内容を広く紹介することで、性別に関わりなく、男女一人一人が仕事と生活の調和を図りながらそれぞれの個性と能力を發揮できる地域づくりを進める。 	企画財政課

【基本目標】 和やかに潤いに満ちたまちづくり

《基本的方向》 1 地域の魅力発信と交流連携

(1) 交流人口の呼び込み

- ①観光振興と地域資源の有効活用
- ②広報・広聴の推進
- ③市民参加・交流の促進
- ④コミュニティ活動の促進
- ⑤多様な交流の推進



《現状と課題、基本的方向》

職業上、結婚等を理由とした若年層の転出を抑制するため、本市の地域資源・観光資源を磨き上げ、シビック・プライドを醸成し、市民・事業者・行政や来訪者が一体となってその魅力発信し認知度を高めていきます。

そのためには、東海環状自動車道の全線開通、山県 IC の設置を契機とした広域的な観光・交流や農産物直売所や農業者の協力を得ながら、滞在型の体験観光・交流などについても取り組む必要があります。また、本市ならではの魅力的な特産品開発を進め、地域経済へ還元していくことも必要です。

市民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、協働型のまちづくりを推進するための施策を研究し、参加機会の拡充に努めます。

国内外との市民主体の国際交流を推進し、多様な民族が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざしていき

ます。

① 観光振興と地域資源の有効活用		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
山口市への愛着感	69%	76%
休日滞在人口		
古田紹欽記念館来館者数	5,324人	6,300人
観光施設の整備	5施設	3施設
山県産品の認定数	26品目	46品目
⑯ 広報・広聴の推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
「広報・広聴に満足しているか」	20.30%	25%
ホームページアクセス件数 (ユニークアクセス数)	28,228件/月	31,000件/月
4 コミュニティ活動の促進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
コミュニティ助成事業採択件数	2件	5件
協働のまちづくり活動補助金申請件数	8件	16件
5 多様な交流の推進		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
ホストファミリー会員数	18人	20人
外国語表記案内施設数		

〈具体的施策〉		
1. 観光振興と地域資源の有効活用の促進		
項目	施策の内容	担当
(1) 観光・交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●「グリーンプラザみやま」「香り会館」「四国山香りの森公園」は、指定管理者制度を継続し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。また、新たな自主事業等を実施させ施設の充実と集客力の向上に努めます。 ●「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。 ●観光協会や観光事業者との連携を強化し、広域的な既存観光ルートへの位置付けを明確化するために、近隣市町村との連携を図ります。 ●東海環状自動車道の整備に伴い、観光案内や物産販売等が行われる農産物直売所のPRを図ります。 ●歴史・自然・観光資源を生かした観光誘客とPRを行います。 ●来訪者の市内滞在時間延長を図るため、コースを例示するなど周遊化を促進します。 	<p>まちづくり・企業支援課</p> <p>生涯学習課</p>
(2) 受入体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●観光協会の育成を図ると同時に、パブリシティやホームページの活用による情報提供やPRを強化します。 ●観光施策の選択と集中により重点テーマに即した観光受入体制を強化します。 	まちづくり・企業支援課
(3) 土産品・サービス・特産品開発・販売の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●観光協会、商工会、農業団体等の支援を引き続き行うとともに、更に農外企業の農業参入を支援し、特産品の開発を進めます。 ●観光協会と商工会等と連携を強化し、市内の地域資源を生かした土産品・サービス等の開発・改善・販売を促進し、来訪者の消費喚起を促します。 ●特産品等をふるさと納税制度の寄附の返礼品として活用します。 	<p>まちづくり・企業支援課</p> <p>農林畜産課</p> <p>総務課</p>
(4) 観光・交流資源の整備、活用	<ul style="list-style-type: none"> ●東海環状自動車道の整備に伴い、観光案内や物産販売等が行われる農産物直売所のPRを図ります。 ●市内農産物直売所の利用者は、市外からの利用者が多く、観光案内の拠点となっているため、インターチェンジの整備を踏まえ、観光客の交流拠点として一層のPRに努めます。 ●「伊自良湖」は、釜ヶ谷山など周辺施設と一体的に整備を進め、観光客の増加に努めます。 ●「グリーンプラザみやま」は、引き続き指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と、行政運営の効率化を図り 	まちづくり・企業支援課

		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。 ●バスターミナルを整備し、観光の活性化や市内外の交流促進を図ります。 	
(5)	地域資源のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●県観光連盟と連携し、テーマに応じた情報発信に努めます。 	まちづくり・企業支援課
(6)	DMO化の推進【H28.6追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●交流人口増加に関わる多様な主体により、DMO法人を目指す協議会を立ち上げ、各主体の活動を有機的に繋げることにより、相乗効果による交流人口の増加を目指します。 	まちづくり・企業支援課
(7)	山県市観光プロモーション事業【H28.6追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●山県市の持つ潜在的なポテンシャルを引き出せるよう近隣の女子大生等を巻き込んで、魅力を整理・再発見し、推奨観光ルートを創出して都市住民に発信しPRしていく。 	まちづくり・企業支援課
(8)	農山村体験（交流）の活性化【H28.6追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな体験型観光の創出と既存の体験型観光を体系的にメニュー化し、観光コンシェルジュを設置し、都会住民の多様なニーズに応え、交流人口・移住人口の増加を目指します。 	まちづくり・企業支援課
(9)	観光拠点等リノベーション【H28.6追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●伊自良湖や香り会館等の既存の観光拠点において、近隣女子大生等のセンスを取り入れた改装等を行うことを進めます。 	まちづくり・企業支援課
(10)	漁業を通じた北部地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●釣り体験やつかみどり（小学生や女性対象）を実施し、釣りの楽しさや川、山の美しさを味わってもらいます。また、50年以上前に行われていた釣り大会を北部地域で復活し、観光協会や商工会などと連携した交流人口の増加が図れる事業を進めます。さらに、きれいな川でありよく釣れることをPRできるように清掃活動や放流事業を強化します。 	まちづくり・企業支援課
	円原伏流水周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> ●看板設置、駐車場整備 	まちづくり・企業

	備工事		支援課
	香り会館 修繕工事	●ハーブレンド前舗装他修繕等維持管理	まちづくり・企業 支援課
	グリーン プラザみやま・コ テージ村 整備工事	●通路・駐車場舗装、看板等修繕等維持管理	まちづくり・企業 支援課

〈具体的施策〉			
2. 広報・広聴の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	広報活動 の充実	●広報紙、広報番組、ホームページ、SNS 等多様なメディアを使い分け、市民が必要とする市政に関する情報をわかりやすく提供します。	企画財政 課
(2)	広聴活動 の充実	●各種委員会や審議会、説明会、パブリックコメント等の機会を活用し、政策などについての広聴活動を推進し、市民の要望や提言の把握に努めます。 ●ホームページを閲覧した市民が、ホームページ上で意見や質問を送信できるように努めます。	企画財政 課
(3)	情報公開 の充実	●情報公開制度や個人情報保護制度に対応した情報管理に努めます。(廃止)	総務課
(4)	学生と一 緒に創る 「山県ブ ランド」 事業	●東海圏の大学サークルを対象に山県市 PR 映像等制作コンペを実施します。学生には1週間程度市に滞在を依頼し、地域ブランド力の向上に繋がる映像を制作してもらいます。そして、SNS 上の評価や創生会議による審査で最優秀作品を選定、JR 岐阜、名古屋駅等の大型ビジョンで広報するなど本市の魅力積極的に PR します。	まちづくり・企業 支援課
(5)	山県市シ	●山県市における定住の魅力をコンテンツとしてまとめ、学	企画財政

	<p>ティプロモーション事業 【H29.6 一部追加】</p>	<p>生を含めた名古屋圏域の在住・在勤者を対象に、フリーペーパーへの掲載、テレビ・ラジオでのスポット広告、ポスター広告、SNS による情報発信、ノベルティグッズの配布などを通じて、山県市の魅力情報として広く PR します。また、県内に限らず名古屋圏域のマスメディアへも積極的に情報発信し、東京圏域も視野に入れ、プロモーションを拡大していきます。</p>	課
(6)	<p>ホテルの里づくり</p>	<p>大人と子どもが一緒になって、ホテルが乱舞するホテルの里づくりに取り組み、住民の一体感の醸成や思い出づくり、感動づくりに繋げるとともに、本市の良好な自然環境を保全します。</p>	市民環境課
(7)	<p>ふるさと納税制度を活用した誘客事業</p>	<p>ふるさと納税制度として市内で活用できるお礼品を追加し、財源の確保に加えて、地域の魅力発信及び交流人口の増加に繋がります。</p>	総務課
(8)	<p>産学官連携特産品開発（再掲）</p>	<p>●岐阜女子大と連携し、本市の特産品の新規開拓に向け、市場分析や商品開発の検討を進めていきます。</p>	まちづくり・企業支援課

〈具体的施策〉		
3. 市民参加・交流の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 協働型まちづくり体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●各種審議会や委員会等での市民公募を促進し、市民の意見・提言を反映する機会を拡充します。 ●アンケート調査やインターネットを活用し、市民からまちづくりの課題や提言を公募し、市民活動を支援する仕組みの構築に反映します。 ●地域での特色あるまちづくり活動への支援を充実するほか、市民や民間、行政が協働でまちづくりに取り組むことができる手法の研究に努めます。 ●特定非営利活動法人（NPO 法人）などが進める高齢者の生きがいをづくりや、地域資源の開発などのまちづくり活動の支援に努めます。 	総務課 企画財政課 福祉課
(2) まちづくり基本条例WGの設立	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広いまちづくり基本条例の理念の実現のため、官民協働のワーキンググループを設立し、協働のまちづくりを推進する。 	企画財政課

〈具体的施策〉		
4. コミュニティ活動の促進		
項目	施策の内容	担当
(1) コミュニティ活動の条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。 ●宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。 ●コミュニティ助成事業について他自治会での助成金活用事例を説明会を開催し周知する。 	総務課 企画財政課
(2) コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会事業への支援を通じて、自治会の自主的な活動を促進し、地域住民による主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。 ●福祉や学習・スポーツ、環境美化または市外との交流など、様々な分野やテーマにおけるコミュニティ活動を支援します。 	総務課 企画財政課

〈具体的施策〉		
5. 多様な交流の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住の外国人やその他関係団体などの協力を得ながら、学校教育や生涯学習において異文化についての学習機会を拡充します。 ●市内小中学校に外国語指導助手（ALT）及び学習支援員（英語指導助手）を配置します。 	生涯学習課 学校教育課
(2) 国内外との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹都市フローレンス市への青少年海外派遣事業を継続するとともに、国際交流員を受入れ、交流を図ります。 ●市外で行われているイベントや物産展等にてPRを兼ねたり特産品の販売等を行って交流に努めます。 	生涯学習課 まちづくり・企業支援課
(3) 受入体制の整備と多文化共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホストファミリーの会を中心に、外国からの派遣団の受入を進めます。 ●市を紹介する観光パンフレットや主要な観光・交流施設などの案内表示を外国語表記するよう努めます。 	生涯学習課 まちづくり・企業支援課

【基本目標】 和やかに潤いに満ちたまちづくり

《基本的方向》 2 豊かな自然と安心できる生活

(1) 豊かな自然の保全

- ①自然環境の保全
- ②森林の整備・活用
- ③下水道・排水処理施設の整備
- ④環境行政の推進
- ⑤ごみの減量化・リサイクルの推進
- ⑥環境衛生の推進
- ⑦緑化・環境美化の推進

(2) 安心して快適な生活を守る

- ①防災・消防対策の充実
- ②河川・山地などの安全確保
- ③交通安全・防犯対策などの強化
- ④道路の整備
- ⑤公共交通の充実
- ⑥地域情報化の推進
- ⑦住宅・住環境の整備

⑧水道水の安定供給

⑨斎苑の整備

⑩土地利用・市街地対策の推進

⑪景観形成の推進

⑫公園・緑地の整備

⑬行政運営の充実

⑭健全な財政運営の推進

⑮広域行政の推進



《 現状と課題、基本的方向》

人口減少社会を迎えた中でも、本市の豊かな自然の保全や安心して快適な生活を守ることは市民、事業者、行政等が引き続き協力連携して取り組む重要課題です。

生産年齢人口の減少を受けて納税義務者でもある労働力人口も減少し、市民税も減少する見込みのなか、限られた財源で行政サービスを維持し、持続可能な社会を築くことは行政の使命です。

平成 30 年に行った「山縣市まちづくり市民意識調査」によると、市民が重要でかつ満足度が低いと回答した行政分野に「公共交通施策」「空き家対策」「除雪対策」「自然

災害」等が挙げられます。この結果は人口減少・少子高齢化、頻度を増す自然災害を反映しています。

持続可能で、市民ニーズや時代に即した行政サービスを維持するとともに、常に事業・施策実施に対する評価・検証を重ね、真に必要な事業を時機を逸せず行っていくことが必要です。

一方で、人口減少や労働力不足による職員の定員確保が困難になる可能性があるなか、職員の適正配置・資質向上も絶えず進め、行政運営の充実を図ります。

また、中長期的に持続可能な財政運営を行う上で、実質単年度収支の均衡を保つことが課題です。

広域行政については、岐阜連携都市圏推進会議や岐阜地域広域圏協議会による協議を進め、構成市町と連携して事業に取り組み、人口減少の抑制や活力ある社会経済を維持することをめざします。

2 森林の整備・活用		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
間伐実施面積 (年間)	147ha	400ha
3 交通安全・防犯対策の強化		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
交通事故死者数	2人	0人
交通事故加害者数 (免許所有者 1,000人あたり)	3.0人	2.1人
4 道路の整備		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
道路改良率	41.86%	42.0%
橋梁長寿命化対策 (累計)	6橋	4橋
5 公共交通の充実		
重要業績評価指標 (KPI) 数値目標 (後期基本計画)	基準値 (H30)	目標値 (R5)
自主運行路線 乗車人数	182,188人	199,500人
自主運行路線 一便当たりの乗車人数	5.9人	6.2人
自主運行路線 乗車一人当たりの運行経費	868円	770円
⑦ 緑化・環境美化の推進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値

数値目標（後期基本計画）	（H30）	（R5）
まち美化パートナー登録団体数	21 団体	26 団体
⑧ 行政運営の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
マイナンバーカードの普及促進と利活用の拡大	9% (2,404/27,247 人)	80%
⑫公園・緑地の整備		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
ハリヨ公園における小中学校（12校）の観察会等の訪問回数	-	各校1回/年
① 防災・消防対策の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
地区防災計画の策定数	0	5
⑤ 公共交通の充実		
重要業績評価指標（KPI） 数値目標（後期基本計画）	基準値 （H30）	目標値 （R5）
バスターミナル開設・運営に伴う経済波及効果		

〈具体的施策〉		
1. 自然環境の保全		
項目	施策の内容	担当
(1) 自然の保護・再生	<ul style="list-style-type: none"> ●環境パトロール事業を業務委託し、市内を定期的に巡回し、不法投棄の早期発見及びごみの回収を実施します。 ●自治会連合会長等を環境保全監視員に委嘱し定期的に監視を行います。 ●ホタルやイワザクラ等の保護及び増殖を図り、良好な自然環境を保全します。 ●エコクラブ活動で環境学習を行います。 	市民環境課
(2) 自然の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。 ●森林を活用した自然体験学習やイベント、自然観察会等、市民が自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、これらの活動を通じて、市民の主体的な自然環境保護活動を促進します。 ●自然を活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。 	建設課 農林畜産課

〈具体的施策〉			
2. 森林の整備・活用			
	項目	施策の内容	担当
(1)	林道などの整備	●森林が持つ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。	農林畜産課
(2)	森林の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。 ●適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災予防等を行い、豊かな森林の育成に努めます。 ●間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。 ●市森林づくり会議を開催し、間伐推進、地域材利用拡大、市民への普及、林業体験教育の実践を推進します。 	農林畜産課

〈具体的施策〉			
3. 下水道・排水処理施設の推進・整備			
	項目	施策の内容	担当
(1)	公共下水道事業の推進	●公共下水道の計画的な推進を図り、普及率の向上をめざします。	水道課
(2)	農業集落排水処理施設の有効活用	●放流水質の適正な維持管理を行い、農業用水等の水質保全に努めます。	水道課
(3)	雨水対策の推進	●集中豪雨等に伴う被害の防止を図るため、普通・準用河川の整備を進めるとともに、県に対し河川整備の要望を継続します。	建設課

〈具体的施策〉		
4. 環境行政の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 総合的な環境政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境保全に向けて、「地球温暖化対策推進実行計画」の着実な推進を図ります。 ●公的機関での低公害車等の導入と同時に、クリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を推進します。 ●安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究します。 ●市民や事業者との連携を図り、環境に優しい地域を構築するため、「環境基本計画」の見直しを行います。 ●市民の自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止及び新エネルギーの導入を推進します。 	市民環境課 農林畜産課
(2) 市民活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害への対策等の普及・啓発を推進します。 ●「地球温暖化対策推進実行計画」に関する広報・啓発活動を推進すると同時に、地球温暖化防止に向けた具体的な活動を促進します。 	市民環境課

〈具体的施策〉		
5. ごみの減量化・リサイクルの推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 省資源・リサイクルの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダー等で、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などを掲載し、リサイクル意識の向上を図ります。 ● 市内小学生を対象に、クリーンセンターにおいて、ごみ問題に関する学習会や施設見学を実施します。 ● 保育園や小中学校などの資源回収事業（奨励金）を実施し、ごみの減量化や再資源化を実施します。 	市民環境課
(2) ごみの分別収集と再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダーなどで、ごみの種類と出し方の徹底に努めます。 ● 保育園や小中学校などの資源回収団体に奨励金を交付し、資源回収事業を支援します。また、市役所やクリーンセンターにおいて、休日資源回収を実施します。 ● 生ごみ処理機や家庭系枝葉等粉碎機を購入された市民に対して補助金を交付します。 ● 市内各自治会が交付対象で、集団で分別収集する団体に奨励金を交付することにより、分別収集活動を奨励し、資源の有効利用を図ります。 	市民環境課
(3) ごみの収集・処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の要望に応じ、可能な限り可燃ごみ・資源ごみ（分別収集）のステーションの設置場所を設けます。 ● ごみ出しの難しい世帯においては、ホームヘルパーや民生委員などの協力を得て収集運搬業者に依頼し、支援を行います。 ● 不燃・粗大ごみの直接搬入体制及び処理体制を強化し、ごみ収集の効率化を図ります。 ● クリーンセンターの効果的、効率的な運営に努めます。 	市民環境課

〈具体的施策〉		
6. 環境衛生の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 公害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係部署との連携を図りながら、畜産環境に対する監視・指導の強化を図ります。また、必要に応じて、畜舎の消毒などの衛生管理面での支援を行います。 ●自動車騒音常時監視（市内主要幹線道路）、工場排水による水質汚濁や騒音などについての環境調査を定期的に実施するなど、監視体制の強化を図ります。 ●環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制を強化し、河川や山林などへのごみの不法投棄の抑止に努めます。 ●野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却をしないよう指導を強化します。 ●ペットの飼育についての啓発を進めます。 ●関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報の収集・提供体制を強化します。 	農林畜産課 市民環境課
(2) し尿処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な連携を図りながら、岐北衛生施設利用組合での効率的なし尿処理を進めます。 ●下水道への切換えに伴う、し尿処理体制の見直しを図ります。 ●下水道の敷設ができない地域においては、今後も合併処理浄化槽を普及させていくとともに、点検記録などで維持管理の徹底を図ります。 	市民環境課

〈具体的施策〉		
7. 緑化・環境美化の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 緑化・花のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。 ●市「花の都ぎふ」運動推進協議会において、自治会、子ども会や老人クラブ等の団体に対し、花壇・プランターの維持管理等の緑化活動を支援し、地域の公園、集会場や道路などに花飾りを実施するなど環境美化に取り組みます。 	農林畜産課 市民環境課
(2) 環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を展開する個人又は団体に対し、パートナーの規模及び活動内容により、必要な物品や用具等の支給又は貸与、パートナー証の交付、パートナーサインの設置、活動に対する保険の適用等を行います。 	市民環境課

(2) 安心して快適な生活を守る

〈具体的施策〉		
1. 防災・消防対策の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 総合的な防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●防災会議を定期的開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを進めます。 ●市民への確実な防災情報の提供や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応など、災害発生時に適確に対応できる防災体制を整備し、地域の防災力を高めます。 ●ハザードマップの更新を順次行い、市民への危険箇所の周知や、避難誘導體制の強化を図ります。 ●防災行政無線施設や気象情報集約システムの活用により、インターネットなどを利用した防災情報の提供を図るなど、被災防止や防災活動などのための情報伝達体制を強化します。 ●公共施設の耐震化や避難所の環境整備を進めるほか、ヘリポートの活用により災害時の各種救援活動などの迅速化や効率化を図ります。 ●国際化の進展に伴うテロを含む不測の事態に対応するための体制づくりを進めます。 	<p>総務課</p> <p>福祉課</p>
(2) 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団については、装備品等の充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図ります。 	総務課
(3) 地域の防災・消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動を支援します。 ●共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努めます。また、防災士が指導者として自主防災会などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行います。 ●自主防災会の組織化を促進するとともに、防災訓練での指導などを通じて、活動の支援に努めます。 ●地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自主防災組織との連携等を含めた消防団の活性化に努めます。 ●家庭防火の担い手である女性防火クラブ員に対して防火・防災に関する研修を行うとともに、自主防災組織や消防団などの関係組織と互いに密接な関係を図ることによって、地域における防火防災意識の普及に努めます。 ●市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組への支援に努めます。 	<p>総務課</p> <p>福祉課</p>

(4)	<p>自主防災組織等活動支援事業 (仮称)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織が行う防災訓練等や資機材整備の支援のほか、山縣市総合ボランティアサポートセンターと連携し、自主防災組織による防災訓練や地区防災計画の策定といった取組みに防災士を派遣し、地域防災力の強化を図る。 ● 防災士による、自主防災組織の取組み（防災訓練や地区防災計画の策定など）を支援する活動に対して助成を行う。 	<p>総務課</p>
-----	-------------------------------	--	------------

〈具体的施策〉			
2. 河川・山地などの安全確保			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	河川改修の 県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ●一級河川の改修については、県に対して積極的な要望を行います。 護岸整備や危険箇所の改修を進め、洪水や護岸の決壊などの河川災害の未然防止を図ります。なお、事業にあっては、河川の生態系への配慮に努めます。 	建設課
(2)	治山・砂防 対策	<ul style="list-style-type: none"> ●山地災害の未然防止のため既存の治山・砂防施設機能の維持や、新たな治山・砂防事業の施行について、市民からの情報のもと、県に対して積極的な要望を行います。 ●急傾斜地崩壊危険区域等の監視や崩壊防止対策などを推進し、県に対して積極的な要望を行います。 ●市民に対して、広報・啓発活動を促進し、治山・砂防事業に関する理解の向上に努めます。 	建設課 農林畜産 課

〈具体的施策〉		
3. 交通安全・防犯対策などの強化		
項目	施策の内容	担当
(1) 交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児、小学生に対する交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者については、山県警察署が行う高齢者交通安全大学校に協力し、事故のないまちをめざします。 ● 地域からの要望を踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。 ● 保育所や学校、老人クラブ、自治会などとの連携を図りながら、幼児や児童、高齢者などへの交通安全教育を強化します。また、交通安全協会などとの連携により、広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。 	総務課
(2) 雪対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な除雪計画により、道路などの除雪作業の迅速化を図ります。 ● 危険箇所に凍結防止剤を配置し、自治会等による自主的な散布を促す。 ● 高齢者や障がい者などの冬の暮らしの安全確保のため、必要に応じて住宅の屋根の雪下ろしの助成を実施します。 	建設課 福祉課
(3) 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会からの要望に基づき、市内の必要箇所への防犯灯の設置を継続して進めます。 ● 市職員とボランティアによる防犯パトロールを、夏休みを重点に実施します。 ● 関係機関との連携を図り、犯罪被害者の相談体制を強化します。 ● 自治会など地域が主体となった防犯対策を支援します。 	総務課
(4) 消費者の権利と自立支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品や契約などに関するトラブルに対する消費者相談の充実を図ります。 ● 研修事業の参加等により、行政職員の相談員としての資質向上を図るとともに消費者相談員の確保に努めます。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るとともに、講演会や研修会などを通じて、消費者意識の向上に努めます。 	市民環境課

〈具体的施策〉			
4. 道路の整備			
	項目	施策の内容	担当
(1)	自動車専用道路の整備	●東海環状自動車道の早期全線開通に向けて、国や関係機関への働きかけに努めます。	建設課
(2)	国・県道などの整備	●国道 256 号、国道 418 号、主要地方道岐阜美山線及び関本巣線の整備促進や一般県道 5 路線の改良促進の要望活動を継続します。	建設課
(3)	市道及び幹線街路の整備	●市道の計画的な建設及び改良を推進するとともに、老朽化が進む橋梁などの計画的な補修を行い、長寿命化を図ります。	建設課
(4)	うるおいと魅力ある道づくり	●歩道の設置や安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などバリアフリー化に取り組みます。	建設課

〈具体的施策〉			
5. 公共交通の充実			
項目	施策の内容	担当	
(1)	地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざす、地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定します。 ●策定した地域公共交通再編実施計画は、国土交通大臣の認定を受け、国・県の重点的な支援を受けられるよう検討します。 	企画財政
(2)	交通結節点整備の検討、市内外の移動の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ●高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを結節し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を検討します。 ●新たな交通結節拠点を中核施設とし、特産品物販、飲食、観光、市民活動、健康福祉、教育、防災など幅広く活力あるまちづくりの拠点となる複合施設としての整備を検討します。 	企画財政課 まちづくり・企業支援課
(3)	自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市地域協働推進事業計画に基づき、各種利用促進策を市民、事業者との協働で計画の推進に努めます。 ●自主運行路線の他、市内全営業路線、タクシー情報等を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 ●対象者を絞った利用促進教室を開催します。 ●バスヘルパー活動を継続して行います。 ●地域バス調整会議開催を支援し、地域内の合意形成・関係機関調整による運行方法（バス、デマンド型交通等）の選択・ダイヤ・ルート、運行日の改変を行います。 ●利用促進を図るため、適宜、運賃減免を実施します。 ●国・県の法・制度改正等による交通施策動向に注視しながら、補助制度の効率的活用を継続して検討します。 	企画財政課
(4)	民間路線バス・タクシーの運行体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●民間路線バス事業者、タクシー事業者等とともに、市公共交通会議での協議を踏まえ、市内公共交通の維持・確保に向けての情報共有・運行調整を図ります。 ●新たな交通結節拠点から輸送力強化を事業者に促します。 ●市内全公共交通の情報を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 ●自主運行路線と営業路線との乗り継ぎ情報や、現在の運行状況を検索できるホームページの充実を支援するなど、自主運行バスとともに各種交通機関の利用促進を図ります。 	企画財政課
(5)	福祉有償運送の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえて適正な福祉有償運送の確保を図ります。 	福祉課
(6)	中山間地の買物支援	<ul style="list-style-type: none"> ●交通基盤、交通ネットワークが脆弱な中山間地の市民の日常生活を支援するため、公的サービス・民間サービスの双方を念頭に置きつつ、事業の採算性と市民ニーズのマッチングを行い、効率が良く、公的主体・民間事業者・市民が納得で 	福祉課

		きる物流スキームの検討を進めていきます。	
--	--	----------------------	--

〈具体的施策〉			
6. 地域情報化の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	情報通信基盤の充実	●インターネット環境の充実を図り、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの拡充に努めます。	総務課
(2)	市政での情報化の推進	●情報通信技術の活用とともに、安全性と信頼性の確保を図るとともに、市政の各分野における情報化を推進し、情報システムの効率的な利用を促進します。	総務課
(3)	市民の ICT 利活用の支援	●高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの提供を行えるよう取り組みます。	総務課

〈具体的施策〉		
7. 住宅・住環境の整備		
項目	施策の内容	担当
(1) 良質な宅地・住宅整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による土地区画整理事業の支援を検討するとともに、土地開発指導などにより、良質な宅地の供給を図ります。 ●市営住宅の需要動向を把握し、必要な供給量を確保するため、既存施設の改築や用途変更及び民間住宅等の借上げ等について検討します。また、市営住宅の整備に当たってはバリアフリー化に努めます。 ●子育て世代の住宅困窮者に対して、住宅支援の方策を検討します。 ●住宅、建築物の防災・安全対策として、建築物等の耐震化、及びアスベスト対策を促進します。 ●市内の空き家の実態を把握し、危険空き家の解消に努めます。 	建設課 まちづくり・企業支援課
(2) うるおいのある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然環境や景観に配慮した住環境の整備を図るとともに、市民による住宅地周辺での緑化や花壇の整備などの支援に努めます。 	建設課 市民環境課
(3) 山村地域における良質な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少や高齢化などの進行が著しい市北西部等における住環境の整備を計画的に実施するために地域おこし協力隊との協働体制のもと、必要な施策の検討に努めます。 	美山支所

〈具体的施策〉			
8. 水道水の安定供給			
	項目	施策の内容	担当
(1)	安全で効率的な水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●水質基準に適合した安全で安定したおいしい水を供給するために、定期的な水質検査や浄水場の定期点検の実施に努めます。 	水道課
(2)	水道施設等の維持・管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化施設の定期的な点検を実施により状態を記録・管理し、的確な更新時期の判断に努めます。 ●水道水危機管理マニュアルに基づき、災害時や非常時における重要度や優先度に考慮した給水体制の整備を図ります。 	水道課
(3)	健全経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備・更新の財源確保のため、事業運営について適宜検討に努めます。 ●水道事業に必要な建設、水質、法制度、設備管理、経営の多面的な技術のため、技術者等の人員の確保を図ります。 	水道課

〈具体的施策〉			
9. 斎苑の維持管理			
	項目	施策の内容	担当
(1)	「岐北斎苑」の維持・管理	●広域的な連携を図りながら、「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を進めます。	市民環境課
(2)	市民のニーズの把握	●斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。	市民環境課

〈具体的施策〉			
10. 土地利用・市街地対策の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	計画的な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域の土地利用の実態と将来計画を勘案し、土地利用規制の見直し等を進めます。また、東海環状自動車道や国道 256 号バイパスの整備に合わせて、周辺地域の土地利用を検討します。 ●国土調査法に基づく地籍調査事業を推進し、土地利用の促進に努めます。 	まちづくり・企業支援課 建設課
(2)	市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や民間との連携を図り、中心市街地活性化の方策について検討します。 ●東海環状自動車道山県 IC 周辺の土地区画整理事業を検討します。 	まちづくり・企業支援課

〈具体的施策〉			
11. 景観形成の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	総合的な景観形成の推進	●良好な景観づくりに向けて、市民と協働し景観計画の策定や景観条例の制定を検討します。	まちづくり・企業支援課
(2)	魅力ある街並みの形成	●周辺土地利用や自然環境を勘案し、屋外広告物条例の制定を検討します。 ●景観に配慮した公共案内看板の設置及び街路樹等の保全管理に努めます。	建設課

〈具体的施策〉		
12. 公園・緑地の整備		
項目	施策の内容	担当
(1) 既存公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●四国山香りの森公園の利用促進を図り、市内外の人びとが集う魅力ある公園づくりに努めます。 ●遊具の安全管理を強化し公園施設のスリム化に努めます。 ●市民や民間団体と連携を強化し、公園の適切で効率的な維持管理に努めます。 	建設課
(2) 都市公園などの整備検討	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のニーズを踏まえ、おおが城山公園の整備を検討します。 ●福祉健康広場構想を策定し、公園整備などの検討を進めます。 	建設課
(3) 水辺と緑地の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥羽川などの河川改修が実施される場合には、地域のニーズを踏まえ自然環境や景観に配慮した河川整備について事業主体に積極的に働きかけ、市民の憩いの空間づくりに努めます。 	建設課
(4) ハリヨ公園リニューアル事業	<p>山口市の観光ネットワーク化を念頭に置き、現在はスポット訪問となっているものを、農産物直売所、いちご園、伊自良湖等、面としての自然体験ゾーンとなり、観光地としての相乗効果を図り、リニューアルを行う。</p> <p>また、岐阜県、滋賀県の一部にしか生息しない絶滅危惧種に選定された淡水魚であることを、市内小中学校の児童生徒にも理解してもらい、ハリヨを地域として守っていける体制づくりを行う。</p>	建設課

〈具体的施策〉		
13. 行政運営の充実		
項目	施策の内容	担当
(1) 市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズを踏まえ、行政機能を適宜見直すとともに、機能に応じた人員配置に努めます。また、手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上を進め、市民に親しみやすい市役所づくりに努めます。 ●市民ニーズを踏まえ、窓口サービスの維持向上のため、毎月25日(休祝日の場合は翌開庁日)に窓口業務を午後9時まで延長します。 ●年度末最終日曜日及び年度始め第一日曜日を休日窓口として午前9時から午後5時まで、また、毎月第2日曜日午前9時から正午まで開設し、利用者の利便性向上を図ります。 ●マイナンバー制度の利用業務拡大に努めます。 	総務課 税務課 市民環境課 水道課
(2) 行政組織の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地方分権の進展による行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構等を見直します。 ●事務事業などの成果の明確化及び効率性や透明性の確保のため、行政評価などを進めていきます。 ●複雑で多様な行政課題への、横断的で柔軟な対応を図り、行政各部門間の連携・調整機能を強化し、情報の共有化を図ります。 ●手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化します。 	総務課
(3) 職員の資質向上と人事管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自治大学校をはじめ、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めるとともに、他自治体等との人事交流により、職場内での活性化に努めます。 ●「定員適正化計画」に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の充実を図ります。 ●職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。 ●初級、中級研修専門分野の研修への参加により、知識の習得を図り、また、接遇研修等への参加により、おもてなしの心で接客することに努めます。 	総務課
(4) 市内でマイナポイントの使用可能な店舗の普	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナポイントの利用できる店舗を多く登録することにより、カード所有の必要性について意識向上を図る。 	総務課 企画財政

	及拡大		課 まちづく り・企業 支援課 市民環境 課
--	-----	--	---------------------------------------

〈具体的施策〉		
14. 健全な財政運営の推進		
項目	施策の内容	担当
(1) 計画的で効率的な財政運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合計画や総合戦略、各種計画と連動した予算編成を徹底し、事業の実現性を客観的・総合的に判断した予算編成を行います。 ● 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した枠配分方式による予算編成を検討します。 ● 新公会計制度による財務諸表の分析を基にした中期財政計画に基づき、財政の透明性を高めるとともに、財政収支の明確な見通しのもと、計画的な財政運営を行います。また、財政運用の指針を明確にし、投資効果の高い財政運用に努めます。 ● 公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進します。 	企画財政課 総務課
(2) 経費節減と受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の指定管理者制度を促進し、効率的な維持管理体制を図ります。 ● 時流に即した事務事業の見直しを行う中で歳出のバランスを考慮し、使用料や受益者負担、補助金などの適正化や基準の明確化に努めます。 	企画財政課
(3) 自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 税の収納率向上対策として、エルタックス（地方税の電子化）や夜間・休日相談窓口の設置、及びコンビニエンスストアによる市税の収納を実施し、市税の収納率の確保に努めます。 ● ふるさと納税制度について魅力ある返礼品を随時追加し、寄附の増加に努めます。 	税務課 市民環境課 総務課
(4) 公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的かつ効果的な維持管理を行うため、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を推進し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していきます。 	総務

〈具体的施策〉			
15. 広域行政の推進			
	項目	施策の内容	担当
(1)	広域連携事業の推進	●行政ニーズや地域課題などに対応して、「岐阜地域広域圏協議会」「岐阜連携都市圏推進会議」の構成市町などとの共同事業や連携事業を推進します。また、テーマに応じて、新たな地域との連携事業の可能性を検討します。	企画財政課

